

令和3年 第4回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	令和3年12月14日（火）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	令和3年12月14日 午前8時40分宣告		
応 招 議 員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	1番 徳 永 貴 久 2番 林 敬 生 3番 藤 田 徹 也 4番 山 上 耕 司 5番 宮 地 利 雄 6番 林 康 彦 7番 池 本 光 章 8番 藏 谷 重 文 9番 大 西 幸 江 10番 亀 井 文 男 11番 濱 田 高 嘉 12番 池 本 興 治 13番 寺 下 満 憲 14番 前 田 省 二	
不応招議員	なし		
出 席 議 員	応招議員のとおり		
欠 席 議 員	なし		
自治法第1 21条の規 定により説 明のため出 席した者 の職氏名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 健康福祉部長 産業建設部長 消 防 長 総 務 課 長 健康推進課長 産業振興課長 建 設 課 長 企画情報課長 住 民 課 長 公営事業課長 教 育 課 長 海 光 園 長	上 村 俊 之 河 端 光 法 高 橋 典 子 杉 田 和 房 大 本 一 明 越 智 康 浩 濱 田 将 典 今 井 稔 池 本 雅 則 山 本 勝 幸 山 本 九十九 黒 瀬 知 貴 田 房 良 和 荒 井 健 梨 木 善 彦 角 濱 信 夫
議員・職員 以外で会議 に出席し た者			

会議に職務のため出席した者の職氏名	1 2	議会事務局 局長 議会事務局 係長	蓼原 洋樹 田 房 聡子
町長提出議案の題目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	上島町有自家用自動車条例の一部を改正する条例 上島町学校給食センター条例の一部を改正する条例 上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例 上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 令和3年度上島町一般会計補正予算（第5号） 令和3年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第1号） 令和3年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第1号） 令和3年度上島町介護保険事業会計補正予算（第3号） 令和3年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第1号） 令和3年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号） 辺地に係る総合整備計画の変更について 町道路線の変更について 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について	
その他の題目	1	閉会中の継続調査申出について	
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）		
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 6番・議員 林 康彦 7番・議員 池本 光章		
会 期	令和3年12月14日～12月24日（11日間）		
傍聴者数	10名（男 6名・女 4名）		

◎ 開 会

○（前田 省二 議長）

ただ今の出席議員は、全員でございます。

ただ今から、令和3年第4回上島町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

また、本日の質問席及び壇上の登壇される職員並びに議員の皆様におかれましては、マスクを外して、質疑、答弁、報告をされても構いません。

以上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名

越智郡上島町議会会議録	令和3年12月14日 開催
-------------	---------------

○(前田 省二 議長)

まず、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番・林 康彦議員、7番・池本 光章議員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定

○(前田 省二 議長)

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

議会運営委員長に、委員会協議の結果についての報告を求めます。

議会運営委員長 池本 光章議員にお願いいたします。

(池本 光章議員、登壇)

○(7番・池本 光章 議員)

皆さん、おはようございます。新型コロナ状況下、2年が経過しました。今、少し収束してるかなという状況を感じてはおりますが、まだまだ十分に気を引き締めて、毎日の生活、行動に気をつけて参りたいと考えております。

それでは皆さんに、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

令和3年第4回定例会の開会にあたり、去る12月6日に議会運営委員会を開催し、本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取り扱いについて、慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、本日14日から24日までの11日間とし、議事日程については、お手元に配付のとおり進めることに決定しました。

どうか本定例会の慎重なるご審議と、議会運営に格段のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

(池本 光章議員、降壇)

○(11番・濱田 高嘉 議員) 議長。

○(前田 省二 議長) ちょっと、濱田議員。(制止)

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。ただ今、池本光章議会運営委員長から委員会協議の結果についての報告がありました。本定例会の会期は、「本日から12月24日までの11日間」といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月24日までの11日間とすることに決定いたしました。

○(11番・濱田 高嘉 議員) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

議長の不信任案の動議を提出いたしますので、暫時休憩をお願いしたいと思います。

○(前田 省二 議長)

はい。ただいま、濱田議員から上島町議会前田省二議長の不信任案が提出されました。

この動議は複数の賛成者がありますので、成立いたしました。

これを日程に追加し追加日程第1として、議題といたしたいと思いますがご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。従って、上島町議会前田省二議長の不信任案を日程を追加し追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、前田省二議長不信任案を議題といたします。

議事の都合により、議長の席を副議長と交代いたします。

ここで、決議案配布のため、暫時休憩いたします。

（ 休 憩 ）

追加日程第1、前田省二議長不信任案決議案

○(寺下 満憲 副議長)

それでは、再会いたします。

地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務をこれから私が行います。

本件につきましては、前田議長本人の一身上に関する事件であるため、この議事には参与することはできませんので、地方自治法第117条の規定により、前田議長の退場を求めます。退場お願いいたします。

（前田省二 議長 退場）

前田議長が退場いたしましたので、それでは、提出者であります、濱田高嘉議員より説明を求めます。どうぞ。登壇よろしくをお願いします。

（濱田 高嘉議員、登壇）

○(11番・濱田 高嘉 議員)

皆さん、おはようございます。議長。マスクいいですか。

○(寺下 満憲 議長)

はい、どうぞ。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

マスクをとらせていただきます。

それでは、発議第4号、上島町議会議長、前田省二殿。

提出者、上島町議会議員、濱田高嘉。賛成者、上島町議会議員、亀井文男。賛成者、上島町議会議員、大西幸江。賛成者、上島町議会議員、池本光章。賛成者、上島町議会議員、林康彦。

上島町議会前田省二議長の不信任決議案。

上記の議案を上島町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

発議第4号、議長不信任決議案。

議長、議員は議員自ら制定した議会の最高規範である上島町議会基本条例を遵守し、中立公正な職務執行遂行、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。議会は、中央

分権の実現のため、町民の付託に答えるべく、町民全体の福祉の向上及び町政の発展に寄与すべき責任は極めて重い。このことを踏まえ、決議案提出の要因は次のとおりであります。

1、令和3年6月定例会初日、議長不信任決議案が可決されました。

議長は、この結果を真摯に受けとめ、深く反省し、今後とも、議長として職務を全うする旨を意思表示されました。その直後の議員協議会において、議長は、芸予汽船利用人数の相違について、22日、議会再開日の冒頭に双方確認を約束したにもかかわらず、それを反故にし、議事進行を強行した。現行不一致な議会運営は、議員の政治倫理に反する行為で、同基本条例第20条に違反する。

2、令和3年9月20日、議員協議会での協議事項2件をメールで要望するも議題にふさわしくない趣旨が不明、当事者同士の問題であるとの理由により、議長権限で、拒否回答であった。これは、提案者の本意、事実確認等も怠り、一方的な権限行使であり、議員間討議を妨げる不当不合理な対応であり、同基本条例第4条及び第20条に違反する。

3、令和3年11月10日、13時40分開催の研修会、議員協議会の時間配分のミスによる重要案件、一つが、生名立石港務所管理業務の民間委託問題、もう一つが、議員定数問題が協議できずに終わった。同月16日14時から持ち越したこれら重要案件を再度協議する予定が組まれていたが、これもなぜか、自然流会となった。重要案件を先送りし、行政の説明を受けず、協議もせず、議員間討議も行わず、このような状況で本議会に臨む議会の責任放棄は、町民の信任を得ることができず、同基本条例第1条、第4条、第6条、第7条、第12条、第13条に違反する。

最後に、議長就任から1年余の間に、数々の上島町議会基本条例に違反抵触する議会運営を行ってきた。前副議長においては、議長たる自覚、認識、信頼、議会運営等に疑問を感じ何かと意見具申を行ったが、聞き入れなかった事から、責任を痛感し、1人辞職した経緯に対しても何ら反省もなく、議長不新任案可決も法的拘束力が無い事を理由に居座り、議会基本条例第13条議会審議における論点情報の形成、同第14条監視及び評価等も認識せず、行政側の意向をあからさまに付度した議会運営を行う議長の資質に到底信任できるものではない。よって上島町議会は、前田省二議長を信任しない。

以上、決議する。令和3年12月14日。

以上であります。議員各位におかれましては、この要因をよく理解していただきまして、適正な判断をしていただきたいと、このように思っております。

以上で終わります。

(濱田 高嘉議員、降壇)

○(寺下 満憲 副議長)

はい。どうも。説明、ご苦労さんでした。ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑がありますか。質疑ありませんか。（「ありません」の声あり）ありませんという声がありましたので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○(9番・大西 幸江 議員)（挙手）議長。

○(寺下 満憲 副議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員) はい。賛成討論でよろしいですか。

○(寺下 満憲 副議長)

はい。反対討論があったら先に反対討論を受け付けますが、反対討論ありませんか。

無いようでしたら、賛成討論、よろしくお願いします。

(大西 幸江議員、登壇)

○(9番・大西 幸江 議員)

議席番号9番、大西幸江です。

私は、前田議長不信任案に賛成の立場で討論させていただきます。

私たち議員は、提案理由にあったように、上島町議会自ら決めた上島町議会基本条例を遵守し、中立公正な職務の遂行、民主的かつ効率的な議会運営を行うことを常として活動していかなければなりません。特に議長は中立公正に徹し、議会の代表として、議会の権威と地域の向上、住民ニーズの実現のために職務を遂行する義務があります。ところが、就任後、本年度6月定例会で不信任案を提出させていただいたとおり、言行不一致を繰り返し、正常な議会運営に積極的に取り組む姿勢が見られず、議会改革にも消極的で、コロナの影響があったとはいえ、言論の府である議員が会議も開催せず、議員間協議もしたがいなかった事は問題であり、不信任案が可決されたことは皆さんもご存知のとおりです。通常であれば、法的拘束力がないにしろ、議員の互選で選ばれた議長ですから、不信任が可決された時点で、議長を辞職すべきであり、町民からの辞職しないなんて恥ずかしいという言葉にも真摯に向き合うべきです。信頼回復に努めるとしたにもかかわらず、その後もリーダーシップを発揮するどころか、民主主義の基本ともいえる一人ひとりの議員の言葉にも真摯に向き合わず、約束を守らない事は、議長の資質に欠けると言わざるをおえません。

また、議員や議会の資質向上、議会改革に関しても関心が薄く、本来、議長が積極的に取り組むべき事項もやっていけばいいというような状況で、適切な時期や内容で実施していません。議長とは、自分の思想や都合、感情で発言したり、行動するものではありません。議長権限も議会の議事進行に対してのみ発せられるものであり、何もかも決められるものでもありません。議長という職務に対して、理解のない人物である前田省二議長を、このまま上島町議会の議長でいただくという事は、上島町議会の信頼や品位にも関わることであり、今後の上島町の発展を遅らせる事も考えられることから、前田省二議長には辞任していただきたいと思います。

議員の皆さんにおかれましては、まずは全とうな監視機能を有した民主的な議会運営を行っていくために、ご賛同をよろしくお願いいたします。

(大西 幸江議員、降壇)

○(寺下 満憲 副議長)

それでは、引き続き、討論を終わります。これより、発議第4号、前田省二議長不信任案決議案に対しての採決を行いたいと思います。お諮りいたします。本案、議決案通り決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

(賛成者、起立)

賛成者：林 康彦議員、池本 光章議員、大西議員、亀井議員、濱田議員、池本 興治議員。

反対者：徳永議員、林 敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、藏谷議員。

○(寺下 満憲 副議長)

起立6人で、同数でありますので、議長の裁決で、反対、賛成の同数でありますので、従って、地方自治法第116条の1項の規定によりまして、議長本人についての採決をいたします。

発議第4号前田議長不信任決議案については、私、議長といたしましては、今年6月より副議長を賜りまして、議長とともに行動して参りました。議員控室におきまして、議長自らから、控室においては、席の真ん中に座り、議長としての役割を果たし、控室においての議員間の意見を聞くような事も進めておられますし、また、町長交渉においても、常に私に副議長に声をかけていただきながら、町長交渉なども行って参っております。彼も6月議会以降、いろいろ皆さん方のお考えや気持ちを察しながら行動を進めてきております。人間未熟なものでありますから、皆さん方の協力をいただきながら、議長を支えるのが、私たち一人ひとりの議員の役目でもあると私は思っております。このように、再三不信任を出される事は、町民にとっての議会への不安感、行政への不安感を与えるにあたって、このことは今後無いように私は思っております。

以上の思いから、私はこの案件については、賛成しかねますので、否決といたします。この関係に関しては、否決といたします。以上です。

これより、前田議長の入場を認めます。ここで、議長の職務を終わりをまして、議長に交代をいたします。以上です。

ただいまより暫時休憩を、議長が入室するまで休憩いたします。

(休 憩。前田省二 議長 入場)

○(前田 省二 議長)

それでは議長を交代いたします。

採決の結果を事務局長に報告させます。

○(蓼原 洋樹 事務局長)

追加日程第1、発議第4号、前田省二議長不信任決議案は、賛成少数で否決されました。以上報告を終わります。

日程第3号、諸般の報告

○(前田 省二 議長)

それでは、続いて、日程第3号、「諸般の報告」を行います。

令和3年10月11日、愛媛県教育委員会教育長へ弓削高等学校要望活動。10月22日、愛媛県町村議会議長会、令和3年度第1回全員協議会。11月9日、弓削高等学校第1回振興対策協議会。11月12日、弓削商船高等学校、創立50周年、創基120周年記念式典。11月15日、全国過疎地地域連盟第52回総会。11月25日、愛媛キッチンカー協会との協定締結式へいずれも議長が出席いたしました。

次に、本年８月から１１月日施分の監査委員からの例月出納検査報告書の写しを議員の皆様にお手元に配布しております。いずれも、出納関係帳簿、貯金通帳、証拠書類等に照合した結果、誤りはなく、現金保管状況も適切に実施されている旨を報告ではありますが、８月の実施の報告処理については、監査委員の意見がつきましておりますので、その回答について、併せて配布しております。

次に、地方自治法第１９９号第７項の規定による財政援助団体等監査として、株式会社いきなスポレクを対象に監査を実施しており、財務処理は概ね適正に処理されている。しかし、各書類の整理が不十分でないため、書類の適切な管理保管を求める。経営の赤字解消については、抜本的な改善が望まれると報告されています。

以上、諸般の報告をこれで終わります。

日程第４、行政報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第４、「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許可いたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

(上村町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

皆さん、おはようございます。

今年の秋祭りは新型コロナの影響で、神事のみ地区が多く、早く太鼓の音が響き渡る時を心待ちにしている町民も多いのではないのでしょうか。

本日は、令和３年第４回定例議会を招集いたしましたところ、全員の出席をいただき誠にありがとうございます。９月定例議会後の行政活動内容や資料についての詳細は時間の関係上、上島町ホームページ内の町長活動報告に代えさせていただき、この場においては、主な事項のみを報告させていただきます。

最初に、新型コロナについては、謎多き中、第５波が急激に収束しようとしています。もちろん、その要因の一つがワクチン接種であります。上島町では、第６波を抑えるためにも、３回目のワクチン接種ブースターを計画しています。３回目は、今までの電話等での予約形式ではなく、上島町からの通知方式を検討していますが、国のワクチン供給計画が決まり次第、担当課から詳しくお知らせいたします。

また、政府分科会では、新型コロナの行動制限緩和案が承認されるなどの動きがあるように、コロナ自粛反動で高まるリベンジ消費を上島町でも期待しています。しかし、待っているだけの行政運営ではその効果は小さく、これからの消費に備えた支援策や観光客誘致などの積極的な活動が必要です。今後は、上島町の経済回復に向けて、移住定住人口の増進はもちろん交流人口の増加を視野に入れた新たな施策に取り組んで参ります。

さて、株式会社いきなスポレクの経営状況ですが、５年前までに内部留保していた運転資金が全て無くなっている事、黒字運営から赤字運営に陥り、上島町からの返済金支援を受け

たものの、今だに30年返済の長期借入金が多額に残っている事などで、厳しい経営が続いている状況は既にお伝えしました。私たちは、この8月に経営を受け継ぎましたが、職員の退職金が積み立てられていない。赤字にもかかわらず、パート等の時間給を無計画に上げている。電力の契約を高い民間会社に変更しているなど、想定外の持ち出しや無駄な経費が使われている事などが新たに判明しました。宿泊施設、フェスパを除いたスポレク公園単体運営だけでも、単年度で1千万円を超える赤字を発生させていた年があり、現在、それらの穴埋めや契約変更などに労力を費やすなど、新たなスタート地点に立てていないと言っても過言ではありません。職員や役員一同、経費節減に努め、売り上げを増やす努力をしておりますが、元の黒字経営に戻すまでには、しばらく時間がかかりそうです。現在、赤字は大幅に減少してきており、役員会においても、収支の監査等も厳しく対応しておりますので、町民の皆様の引き続きのご支援とご協力を、よろしくお願い申し上げます。

フェスパの運営については、全国的なコロナの影響による旅行や外食などの自粛により、大変厳しい状況であるとの報告を受けておりますが、管理者は、担当課と協議しながら、日々努力しています。今後はコロナの終息により、観光客の増加が期待されますので、1日でも早く、以前の活気が取り戻されるよう、町民の皆様もフェスパをぜひ利用していただき、引き続きご支援をお願いしたいと思っております。

10月4日には、国土交通省離島振興課から課長をはじめ3名の方の視察を受け、上島町の資料や重要政策要望を基に、現状を説明しました。もちろん、魚島にも足を運んでいただき、小中学校や診療所、うおしま丸などの重要性をお伝えしました。新型コロナの中、いち早く視察いただいた事に、上島町として期待と責任を感じた3日間でした。

次に、弓削島荘遺跡が10月11日、正式に国史跡として決定した事をご案内のとおりです。ユネスコ世界記憶に登録された東寺百合文書には、中世荘園である弓削島荘に関する記録が400通余り残されており、これらの記録をもとに7つの分野で構成された弓削島荘総合調査を実施し、国史跡に指定するよう文部科学大臣に意見具申していたものです。令和4年度は、史跡保存活用計画策定委員会を設置し、史跡の保存活用について協議するとともに、町内外に広く普及・啓発を行うための史跡指定記念シンポジウムを開催する予定です。改めて、長年にわたり、ご協力いただいている関係者の皆様に心から御礼を申し上げます。

10月20日には、東京において、国土交通省港湾局長等への要望活動を実施し、上島町における漁港や漁場整備の必要性及び水産業振興への支援について陳情を行いました。現在、国が抱える課題の一つに、地球温暖化に伴う海水温の上昇や栄養塩不足など、海洋環境の変化による漁場変動が挙げられています。これは、上島町においても同様の課題であると認識しており、SDGsの17の目標の一つである海の豊かさを守ろうを実現させるため、かつ、持続可能な漁業生産を確保するため、水産環境整備事業を初めとする漁場保全と同時に、環境変化に対応した対策が必要となってきました。今回の要望活動では、これら現状の課題や今後の方針を踏まえて、上島町の水産振興の重要性をお伝えしてきました。

また、現在、国で策定している新たな漁港漁場整備長期計画を基にした各種事業にも乗り遅れることがないよう施策を行い、広域的な水産環境整備の展開、養殖業の生産効率の向上、藻場等の創出や保全活動、海底耕運による底質環境の改善などに取り組んでいきたいと考え

ております。

10月26日、高松の四国地方整備局において、局長や道路部長へ町道の整備などの陳情を行いました。愛媛県の道路局などにも同行をいただいた事もあり、予算化に向けて明るい見通しが立ちました。その後、神戸三宮の本州四国連絡高速道路株式会社を訪問し、しまなみ海道とゆめしま海道の連携、上島町によるしまなみ海道のサービスエリア、パーキングエリアの活用等についてなど、代表取締役を始め、役員の皆様と協議した後、実務担当の職員の方々と具体的な話を進めました。今後は、担当課により協議を進め、上島町を世界に発信する施策に取り組んで参ります。

10月31日に開票があった。衆議院議員総選挙では、上島町は愛媛県下で1番の投票率でした。国民の選挙権を行使し、明確な意思を示していただいた町民の皆さんはもちろん、選挙管理委員会を始め、役場職員を含めた関係者の皆様に感謝申し上げます。

11月6日には、上島町内において愛媛県自転車新文化推進協会によるサイクリング大会が開催されました。中村愛媛県知事を始め、県庁関係者、県内各市町の首長、造船や金融、メディアなど、経済界代表の方々も参加され、100台を超える自転車が、美しい景観を誇る上島町の島々を心地よく走り抜けました。コース途中のエイドステーションでは、ボランティアスタッフとして弓削高校生が笑顔で対応してくれました。特に、参加者が感激していたのは、沿道からの暖かい声援であり、上島町民の多くのおもてなしに、忘れられない思い出として刻まれたそうです。

11月12日、本年が創基120周年の記念すべき年である弓削商船高等専門学校において、国や県、高専関係者及び各種企業の方を招いての記念式典が開催されました。明治、大正、昭和、平成、そして令和へと時代は移り変わりましたが、120年もの長きに渡り、日本全国のみならず、世界各国で活躍する優れた人材を輩出されている事は、上島町民の誇りであります。また、弓削商船高等専門学校と上島町は、長きにわたり連携を図っており、平成19年3月29日には、地域の振興、発展、教育研究の充実及び人材育成に寄与する事を目的に、上島町と弓削商船高等専門学校との連携協力に関する協定書を締結しています。連絡協議会による意見交換を始め、町の様々な事業推進に、最先端の技術によるご協力を賜っており、弓削商船高等専門学校は、地域創生にとっても大変、心強い存在である事は言うまでもありません。

11月17日には、東京において、衆議院議員、参議院議員への令和4年度離島関係予算確保要望活動を、離島振興対策協議会、全国離島振興協議会の2団体で行いました。午後からは、離島振興法改正延長実現要望活動を離島振興対策都道府県議会議長会と、全国離島振興市町村議会議長会を加えた4団体合同で、来たる令和5年3月末日をもって失効する現行、離島振興法の抜本改正のうえ、必ず延長されるよう強く要望活動を行いました。上島町としては、一つ、上島町民にとって、愛媛県今治市、広島県尾道市を結ぶ芸予汽船株式会社が、運航する航路について、離島航路として指定すること。一つ、医療の多くを他県の医療機関へ依存している状況であり、県域を越えた広域的な救急医療体制の整備や医師及び看護師確保対策、通院費の助成など、離島医療の充実を支援すること。一つ、離島における燃油類の格差是正については、平成23年度より、ガソリン支援事業が創設されたが、上島町の基幹

産業である漁業、農業用の燃油類についても格差是正のため、支援事業の拡充継続または新たな制度を創設すること。以上の３点を強く要望しております。

続いて、県立弓削高等学校の、振興対策関連についてですが、１０月１２日に県立高校の再編計画に関わる第４回地域協議会が開催され、第３回地域協議会でも、上島町にとって弓削高校の存続がいかに重要であるかを強く訴えました。次回、１２月２０日開催予定の第５回地域協議会においても、弓削高校存続に向けて、地域の熱い思いをしっかりと伝え特例措置の継続を訴えて参ります。その具体的な対応として、１１月９日に、令和３年度第１回愛媛県県立弓削高等学校振興対策協議会を開催いたしました。現在、愛媛県において、令和５年度から始まる次期愛媛県県立学校振興計画が検討されており、本年８月に計画の中間報告がなされたことから、委員全員で情報共有し、今後の弓削高等学校の維持発展のために、どのような取り組みをしていくか委員のご意見を伺い、今後の方向性を承認いただきました。

また、１１月２４日には、愛媛県内県立高等学校の中でも積極的に魅力化に取り組み、全国募集による入学生を多く確保するなど、先進的に高等学校振興に取り組んでいる、伊方町及び三崎高等学校を視察させていただきました。三崎高校は定員６０人に対して、以前は再編整備基準にも満たず、分校化の危機がありました。しかし、全国募集魅力化事業を始めてから、入学者がＶ字回復しており、その大きな要因として、令和２年に整備された定員４０名の町営学生寮が挙げられます。もちろん、町による寮の整備や給食対応だけではなく、校長先生を始めとする教職員の情熱と努力、公営塾によるフォロー、探究活動、学習などによる高校生の地域振興への関わり、町民の理解と温かい支援など、参考となる多くの取り組みがありました。在校生の皆さんとお話する機会もありましたが、生徒皆さんが素直で、生き生きとした表情で学校生活を送られている事に感銘いたしました。上島町としても、この視察を糧にし、弓削高等学校の存続に向けて新たな施策に取り組み、魅力溢れる弓削高等学校を再生するため、全力で後押しして参りますので、議員の皆様、地域の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

１２月１日には、海事産業全国市町村長の会で、国への要望活動を行いました。造船振興策は、上島町にとっても最も重要な施策ですので、現場の現状と課題をしっかりと伝えて参りました。

さて、国の令和３年度補正予算案は、１１月２６日に閣議決定され、臨時国会に提出する見込みとなりますが、歳出総額は、補正予算としては過去最大の約３６兆円に上ります。今回の補正予算は、新型コロナウイルス禍で打撃を受けた経済対策として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、社会経済活動の再開、新しい資本主義の軌道、防災、減災や国土強靱化の４つの柱で構成されています。そのうち、自治体に配分される地方創生臨時交付金については、６．８兆円の増額となり、飲食店への休業・時短要請に伴う協力金支払いのほか、自治体が地域の実情に応じて必要な事業に活用する事ができることから、すでに、上島町各課において、今後の予算化に向けて準備を進めています。

次に、上島町の令和４年度当初予算についてですが、１１月１日に予算編成方針を職員に通知しました。予算編成の基本的な考えとして、「入るを量りて出づるを制す」の言葉の通り、身の丈に合った町政運営を全職員が再認識し、選択と集中による実効性の高い取り組み

を実施する事としております。

結びに、10月8日、9月の全日本実業団対抗選手権大会終了後、現役引退を表明された本町の名誉町民である、村上幸史氏の表敬訪問を受けました。現役時代に競技を通じて、我がふるさと上島町の名を国内外に広く高め、子どもたち、上島町民に感動を、そして希望と夢を与えてくださった村上幸史氏へ上島町民を代表して、心から敬意と感謝を表します。今後も、講演会やスポーツ教室を通じて、ふるさとに関わっていただけるとの事ですので、希望の光が差してきたコロナ後の新たなステージへ上島町も共に踏み出していきたいと思っております。

本日は条例案4件、補正予算案6件、その他4件、計14件の議案を上程しております。個々の議案につきましては、それぞれの時点でご説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、適正な決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

(上村町長、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで「行政報告」を終わります。

ここで10分間、9時45分まで休憩いたします。

(休 憩 : 午前 9時35分 ～ 午前 9時45分)

日程第5、一般質問

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、日程第5、「一般質問」を行います。

一般質問を通告されております議員にお願いいたします。質問は、最前列中央の質問席に行ってください。質問回数は、会議規則どおり3回までいたしますので、質問項目毎に行ってください。また、個人名等、個人情報には十分注意し、質問や答弁については、内容を簡潔にまとめたうえでされますよう、お願いいたします。

今回の一般質問通告者は5名です。

それでは、はじめに大西議員の質問を許可いたします。

○(9番・大西 幸江 議員)はい。

(大西議員、登壇)

○(9番・大西 幸江 議員)

議席番号9番、大西幸江です。

今日は2つ、質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、防災無線の今後の方針はという事で質問いたします。

令和元年12月に、上島町防災情報伝達システムの説明を受けました。この時、令和2年度にアプリの導入、令和3年度にタブレット等端末の配布、その後、IP告知端末を廃止するという、ざっくりとしたスケジュールが示され、現在まで使用している防災無線では、放

送の遅延、音質の劣化等問題があり、ＩＰ告知端末の更新費用の負担も大きいため、新たな仕組みに移行するという事でした。様々な検討を経て選ばれたのが、現在進められている携帯通信網プラス、ランプ無線を利用した伝達システムでした。システム構築費やランニングコストそして住民の携帯電話やスマートフォン等のモバイル端末の活用状況や時代背景などを熟慮した結果、この仕組みを採用したわけです。

そして昨年、アプリの公表があり、試験運用が始まりました。現在はスピーカーの設置工事が進められています。１２月の広報紙とともに端末の配布に関する申込書も配布されました。ここまでは順調に進んできていると思っていますし、行政の事業遂行については、頑張っていると思っています。ですが、ここへきて、議会答弁と違う状況が出て参りました。当初、個人に配布する端末は、世帯に１人でも携帯電話、スマートフォン等モバイル端末を持たない人がいれば配布するとしていました。ところが、今回１２月に配布された申し込み用紙には、世帯で誰も携帯電話やスマートフォン等、モバイル端末を持たない世帯でなければ配布しない事になっています。防災無線は、災害時に住民の皆さんの命を守るための連絡が行われるものであり、普段の生活においては、住民の皆さんに行政からのお知らせをする重要なツールです。

そこで質問いたします。各世帯に配布される端末について、なぜ議会に説明なく方針を変更したのか。この変更によって、情報弱者になりがちな子どもたちや高齢者、外国人をどのように守っていくのかご説明ください。

よろしくお願いします。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 濱田消防長。

(濱田 将典消防長、登壇)

○(濱田 将典消防長)

はい。大西議員の質問にお答えします。

個別端末機の貸与条件として、携帯電話、スマートフォン等モバイル端末を持たない世帯として、誰もモバイル端末を持っていない世帯としています。

ただし、特別な理由により、設置を希望する世帯については、申請書の考慮を求める事項欄に記入の上、担当課で精査を行い、防災行政上必要と認めた場合には、貸与する事となっているので、対応条件としての方針は変わっておりません。

情報弱者になりがちな子ども、高齢者、外国人などをどのように守っていくかについては、貸与について考慮を希望される世帯には申請書を提出してもらうとともに、携帯電話を持っている者に対しては、防災アプリが屋内外問わず確認でき、迅速に情報伝達が可能な手段であり、対応できると考えております。

よろしくお願いいたします。

(濱田 将典消防長、降壇)

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。今、何も方針は変わっていないというようなお話だったんですけれども、やはり、令和2年度の3月の予算決算委員会で、私、これ非常にこの防災無線の端末が変わるの心配だったので、いろいろ説明を求めているんですね。その時に世帯の中に1人でも携帯電話を持っていないと配付するという答弁をいただきました。で、今のお話だと方針は変わっていないとしながら、この間ちょっとこれはもう記入はしちゃってるんですけど、この各個人に配布されたこの用紙には、1番目に携帯電話、スマートフォン等モバイル端末を持たない世帯っていうふうに書かれてるんですよ。最初の委員会の時に、答えられた通りの話だったら、まずは、持っているかもしれないし持っていないかもしれないけれども配付して欲しい方、ご希望の方は、お申し込みくださいっていうのが順当じゃないかなと思うんですね。で、実際予算計上で確かこのとき、千台の予算を見込まれてたと思います説明では。で、この千台に対しても上島町の世帯数からいって3分の1以下ですよ。なので、とても足りないんじゃないかという事で質問したら追加予算を組んでご希望の方には、できるだけ配付したいという旨の答弁いただいているんです。で、ここにね、上記に該当しないが、特に考慮を求める事項を書きなさいという事で、ここに書かれてるんですけども、この書類自体も実はちょっと分かりにくくてですね、もう最初っから、高齢者の方で問い合わせたくさんいただいたのは、もうもらえんのだろうと。どうすりゃいいんだというふうに、多くの方から叱られたとかクレームを言われました。で、だけど、ここに、ここに書いてくれば考慮しますっていうふうな事はきちんと書かれてないんですよ。考慮して欲しいことを書きなさいですから、何のことも分からなかった方がたくさんいらっしたんですよ。で、こういう方針転換をするっていう事は、やはりですね、まず、議会にももうどういう状況で、どういう実態を持って予算を可決してるかっていう事を考えると、やはり最初に説明していただきたいんですね。こういうふうに変えますと。だけど変えるっていう事も何もないままにこういう形で一斉に配布して、中には、これいただきましたかって言って聞いたら広報見てないので分からん知らんっていう人も結構いらっやるんです。このやり方が本当によかったのか、議会の中では、何回も住民に丁寧な説明をしてくださっていう事をお願いしました。でも、それも今のところあまりなされていない状況。で、広報に配っておしまい。こういうふうな状況を考えると、とても移行をね、スムーズに進める気がないんじゃないかなというふうに思えてしまいますし、住民の方が不安に思ったり、先ほど申し上げた情報弱者の件ですね。この方々も、子どもに至っては自分たちが情報弱者になりうるという事すら認識がない状況で、とてもフォローアップできるとは思えないんですが、その辺のご認識は、どのようにお考えになっているんでしょうか。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

はい。先ほど申請書の件で質問がありました。こちらの方につきましては返信された個別端末の借受申請書を確認をいたしました。内容についてはしっかり記載をされて提出されておりますので、住民にとっては理解されたというふうに考えております。その中で一部分からないというご意見があった事については反省点として受けとめさせていただきたいと思

っております。また、事項欄につきましては、設置をこれは希望するという事になりますので、やはり、今、持たない世帯というかその必要をですねしっかり書いていただきまして、それで、本当に必要な世帯に設置できるものというふうに考えておりますし、またその内容もですね、幅広い意味で設けさせていただいております。ですので、その考慮を求める事項欄をもうけることによって、必要な世帯へ設置できるとともに、住民の安心に繋がるかというふうに考えております。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。提出していただいている方は、分かって書いてきていただいているんで、それはしっかり書かれると思うんですよ。じゃなくて問題は、あまり意味が理解できなくて、問い合わせしてきてる人はまだいいんです。でも問い合わせもしていいものか悪いものか分からないままに終わっている人の方が問題だと思うんです。そのためにはですね、まず、以前から求めているように住民にやはり小グループで、この防災アプリの登録一つとっても説明してあげて欲しいんです。端末の申込書も、こういう方は申し込んでくださいっていう事を丁寧な説明をしてあげて欲しいんですよ。そうじゃないと自分が該当するのか、しないのかで、携帯にも登録できるのか、できないのか、そこの区別がまずついてないんです。実際に登録何人かの方にしていただいたり、した状況をお伺いしたんですけれども、スマホは割と簡単にQRコードを読み込んでできるんですが、ガラケー、いわゆるガラケーですね、ガラケーは、何回やってもできないと。登録を消防に行ってやってもらったんだけどメールが届かないというような状況があって、本当に取りこぼしがいいのか。それすらも今確認できない状況なんじゃないかなと私は理解はするんですけれども。その辺の認識は、これから丁寧な説明は実施されますか。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

はい。まず今、ご存知の通り、防災無線の屋外工事を実施しております。今回それにつきまして放送の分にタブレットという形をつけてやるんですが、それについては来年に地区長と区長とを集めた上で説明をさせていただきます。また、その際に、防災アプリの登録の仕方、操作説明会そういったことは各地区に行うという事で今考えております。その中で、この個別端末の件につきまして、質問がございましたらその時に丁寧に説明させていただきたいというふうに考えております。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。これで最後の質問にさせていただきたいと思います。

○(9番・大西 幸江 議員)

来年説明するという事なんですけれども、もうすでに申し込み24日で締め切りですよ。一旦。間に合わなそうですかね。順番逆ですよ。説明をして、それから、締め切りにならないと。私もちょっとその辺、周囲の人に聞かれて、消防の方に確認に行ったら24日を過

ぎても受け付けをしますという事でお手紙にも書いてましたし、実際にそれはやりますという話でしたけれども、でも、普通は逆ですよ。まずは説明。それから実施。で、アプリも1年前にもうスタートしてますね。で、これの運用方法も問題じゃないですかという話は何回か、担当課の方にはお話しに行きましたけども、でも、いまだ良くなっているのか、なっていないのかわからない状況で、登録しないことには、このアプリが町内全体の方に、使えるものなのか、使えているものなのか、伝わっているものなのかも分かりませんね。で、こういうふうな事をやっぱり順番をね、もうちょっとちゃんと考えて、で本当にみんなの命を助けるつもりでやらないと今の状況だと、言ったら、情報の速い人、情報弱者じゃない人、携帯が使える人、そういう人だけが助かって、あとの人は知らなかったんだ、仕方ないねっていう話になりかねませんよ。行政それじゃいけないんじゃないですか。まずは、みんなにおなじように、こういう大事な事はね、お知らせをして、説明した上で、申し込みを募る。試験運用と言いながら結局アプリも十分に登録してもらえないまんま、この1年が過ぎてしまって、コロナのね言い訳はもういいですよ。だって死んじゃったら何にもなりませんから災害いつ来るか分からないですし、少人数とか、大きな会場を使って説明会はできたはずですよ。なので、ぜひ来年いつになるのか分かりませんができるだけ早く、この説明を行っていただきたいのと、あと放送のルール等も住民の方にもお知らせしてください。多分納得できない方もいらっしゃると思いますし、困るというふうに思われる方もいらっしゃると思います。で、一番にね、これは何のためのシステムの見直しなのか。単に経費の節約だけじゃないと思います。皆さんの命を守るための節約なので、節約じゃないごめんなさい。命を守るための構築のし直しなので、ぜひその辺を考えて、はい、じゃあ最後に、来年のいつごろ、どういう形でご説明会を開いていただけるのかお願いできますか。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

はい。ちょっと先ほどのですいません。まず防災アプリの登録につきましては、以前から広報誌、また折り込み用紙で、住民の方にはしっかり周知をさせていただいております。また、その登録につきましては、こちらの方の消防本部または役場の方の町民生活課の方にもご協力をいただきまして、住民の方に登録を行っております。で、ガラケーのことにつきましては、先般もガラケーの分の登録を実際行わせていただきました。情報が入ってこないというような事もありましたので、それについては確認をさせていただいて、当人の方にはご連絡をさせていただいておるところでございます。

また、防災アプリ等またその登録につきましては、これは折り込み用紙とまた広報誌だけではなく、消防本部の方の職員が実際にそういった関係機関の団体、もしくは地区の方に今も赴いておりますので、その中で、インストールの方法、説明、そういったこともしっかりやっております。

防災無線のこの放送の事につきましては、現在機器の方を実施しておりますので、それにつきましては、時期については来年の2月ごろ、防災無線のタブレットの説明会という形を各区長、地区長には、それを行う予定としております。

よろしく願いいたします。

○(前田 省二 議長) はい。これで大西議員の1問目の一般質問を終わります。

続いて2問目をお願いいたします。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

それでは、2問目に行きたいと思います。

移住定住促進事業体験スペースの方針についてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症で世界が大騒ぎになっている中、働き方改革も相まって、田舎のニーズが高まってきている事を感じます。淡路島に株式会社パソナが本社機能を移転したことは有名な話です。また、東京から事務所を移転する企業も増えており、国も後押ししている状況があります。

さて、上島町ではいわゆるコロナ予算で移住定住促進事業体験スペース整備工事という事業が持ち上がりました。説明では、弓削高等学校横の、以前、弓削商船に通う学生の下宿となっていた建物を改修して、好きな時間に好きな場所で働くスタイルのノマドワーカーに場所を提供するという計画で、リフォームの予算がつかしました。上島町の暮らしを楽しみながら働けるお試し住宅という事で将来のための先行投資である旨の説明でした。ところが、今年の3月定例会において補正予算が組まれ、屋根と基礎が思ったよりも劣化していたためとの説明があり、追加予算を計上しました。ここまでは、議会での議決案件であり、特に問題があるとは思っていません。ですが、いざ入札工事が始まってみるとリフォームではなく新築になっており、議会には何の説明もありませんでした。

そこで質問いたします。リフォームから新築になった経緯、随意契約になった理由と経緯をご説明ください。また、新築であれば、現在の場所に建設しなければならない理由や目的、今後の活用についてどのように考えているのか、ご説明ください。

よろしく願いします。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 杉田総務部長。

(杉田 総務部長、登壇)

○(杉田 和房 総務部長)

はい。大西議員の質問にお答えいたします。

一つ目のリフォームから新築になった経緯、随意契約になった理由と経緯についてお答えいたします。まず本工事は、令和2年8月に専決処分された案件で、本年6月29日に県内に本社を置く建築業者6社による指名競争入札を実施しましたが、入札金額が予定価格に達しなかったため、入札取り止めとなりました。入札金額が予定価格に達しなかった要因を応札業者から提出された内訳書を基に聞き取り調査したところ、今治から上島町までの協力業者の交通費資材運搬経費が不足している。さらに、小規模改修工事でありながら技術者を上島町の現場に常駐させるために多額の経費を計上しなければならないとの結果でした。今後、設計書の見直しによる再入札を実施しても、再度入札不調となると担当課で判断したため、経費かからない上島町内の業者による入札に変更しました。その理由は、町内業者で

あれば技術者の常駐も可能で、入札不調の発生を防止できると判断したためです。現在、町内に本社を置く建築一式工事の県建設業許可を有してる業者が2社である事から、今回の工事については、随意契約のルールに基づき見積もりによる随意契約としたものです。

続いて、リフォームから改築になった経緯ですが、発注工事のうち、躯体の一部解体工事、屋根工事、外壁工事を施工してる段階で設計時に実施した事前調査では発見できなかったシロアリによる被害が大規模にあり、主要部材のほとんどが使えない事が判明しました。その後、設計監理業者及び工事施工業者等と協議した結果、当初計画に合った構造材基礎を利用しての改修は困難であると判断したため、リフォームから改築としたものです。

二つ目の、現在の場所に建設しなければならない理由や目的についてですが、本事業は、コロナウイルス関係の地方創生臨時交付金を充当しており、その交付金の交付要件に地域内の空き家、空き店舗等の地域資源を活用し、施設の改修や環境の整備を行うものとあることから、改修から改築に工法が変わったからといっても場所を変更する事ができないことを確認しています。なお、今回改修から改築に工法変更する際には、交付金を所管する国へ確認し、事情を勘案し、すでに事業着手している場所であれば、改築でも認める旨の回答を得ております。

三つ目の、今後の活用についてどのように考えているのかについてですが、事故繰り越しが認めていただけるのなら、昨年8月6日の議員協議会で説明した内容と変わらず、ワーケーション、テレワーク、サテライトオフィス等のお試しコワーキングスペースとして、さらに、移住希望者のお試し居住スペースとして、上島町の移住定住促進のための拠点として活用する計画です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(杉田 総務部長、降壇)

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。この件に関してはですね、もう全員協議会で随分とリフォームから新築になった経緯と随意契約になった理由っていうのはご説明いただけてるので、よく分かってはいるんですけども、この問題は、いくつかあってですね、一つは、問題があったにしたってですね、業者さんと職員で協議したのが11月15日で、その時に、もう、新築にしないと無理ですね、間に合いませんねっていう事に決まったというご説明が全員協議会でありました。その時から、今回、全員協議会までにですね、ですけども、説明したいというお知らせは、理事者から実は全然なかったんですよ。で、町長も、確か全協のときに12月3日に年度内完成ができない、だから事故繰越をするしかないという事が、判明しましたと。それは議案配布になった後、3日が確か議案配布だったと思うので、その時だったので、全協の前日に、急遽、全員協議会で説明するという事になったんだというご説明だったと思います。ちなみに私この質問の通告は、もうすでに12月の2日か3日ぐらいには出していたので、とても、えっていう感じがしてしまったんですけども、そうであればですね、確かに事故繰越になったことは一番大変なことですし、その時にというのも分からなくもないんですけど

ども、11月15日にリフォームではなく、新築、改築と行政用語で言うみたいですが、新築するようになるのであれば、その時点で、やはり説明していただかないと、おかしいですよ、こういうルール違反ですよ。予算で、リフォームという事で計上して議決します。それなのに、事業方針、事業方向、先ほどの防災無線も若干そういう傾向ありますけれども、変わったのであれば、認めた条件が違うんですから、まずは協議なり報告なりしていただかないと、これ一つ問題ですよ。で、それ以外に、全協で、地盤も道路状況も悪いという事を町長自らおっしゃってて、あそこじゃないほうが良いというふうなお話がありました。私もそう思います。実際に場所を見に行けば、業者さんが工事費がかかるんだというぐらい狭い道で、で上がってみると、わざわざ壁を突いて盛土をしたところに建物が建っていると。建っていたですね、私が行った時はもう更地でしたから、建っていたという状況で、これで地震が来たりしたら、崩れる可能性がゼロでは無いなというような、雰囲気を受けました。で、その場所にですね、国の交付要件だからという事で、規模をしかも縮小して建てるという事の是非については、やはり非常に問題があると思います。補助金が無いと、交付金が無いとですね、何もできないっていうのは理解できるんですけども、建物を建ててしまえば、維持費がかかります。で、あまりよくない場所に建てて、維持費がどんどんかかったのでは、じゃ何のために建てたんですかという事になりかねません。なので、ここの場所の選定についても、今一度考え直す、事故繰越になってしまうよりは私はもう今回は、少し犠牲を払ってでも、別の新しい計画を建てた方がよろしいんじゃないかと思うんですが、この議会への報告をしないルール変更し、ルールを守ってないという事と、あと、地盤も道路も悪い場所にわざわざ建てるという事の方向転換ができないのかという事に関しての答弁をお願いいたします。

○(黒瀬 智貴 企画情報課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 黒瀬企画情報課長。

○(黒瀬 智貴 企画情報課長)

はい。大西議員の11月の15日にリフォームではなく新築に計画変更したのであれば、議会の方に報告すべきという件でございますが、これにつきましては、15日に対応協議の方をちょっといたしまして、改修がもう難しいという事になったんですが、当然、こちらといたしましては、議会の方に報告すべきであったとそのように認識しております。ただ、議会の方に報告するに当たりまして、改築に変わった、その説明資料等をお示しできる資料がございませんでしたので、できし、報告させていただく、このように考えておりました。

以上でございます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。なぜあの場所にというご質問でございますが、これ改めまして、私も就任した時にも決定事項でございまして、私もあの場所より他に無いんですか、あの場所が悪いっていうんじゃないくて進入がなかなかできないと、道が狭いという事も含めて、担当とお話をさしてもらいましたが、いやこれは国の臨時交付金でもう既に決定事項ですと、変える事はできま

せんという事で、あの場所以外になかったという事でございます。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

議会への報告に関してはですね、資料の作成等の問題もあるでしょうけども、まずは第一報を入れていただくという事が、やはり信頼関係の構築には欠かせないと思います。議会軽視ですよ。で、交付金の話なんですけど、このまま例えば事故繰越ができたとしてという話ですけれども、規模を縮小して建てるんですよ。そうすると当初の計画より小さい建物が建つわけですね。多分。図面はまだ出てませんから、何とも言えませんが、多分小さい建物が建つんでしょう、縮小してという事なので。で、最初より縮小して、無理をして、結局建てるわけですよ。どんな事業でもそうですけれども、やっていくうちに状況が変わる事はあると思います。決定事項って言っても、止める選択肢っていうのも残ってるはずですよ。まして事故繰り越していったら、それが許されない場合もあるんですよ。ということは中止するんですよ。お金が無いから中止するっていうのは、一番私にとっては、ちょっとなという話なんです。それよりは、やっぱりきちんと事業転換をして、中止にして、また新たに考え直した方が、よろしいんじゃないでしょうか。規模を縮小して、目的達成できるんですよ。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。まず規模を縮小して、目的達成ができるかという事に関しては、十分に対応できます。縮小にあたっては、本来個室一つ一つにトイレ、風呂をつけるところを、申し訳ない、二部屋で一つにさせていただくというような機能変更でございまして、そういったところで、縮小という計画を立てておりました。ただ、何度も申し上げますが、12月3日の時点でシロアリの被害によって、とても工期が間に合わないという事が判明したため、事故繰越の今、お願いをしているところであります。もちろん、事故繰越が認められない場合は中止となります。となりますというか、財源が不足しますので、国からの支援が無いという事で、中止を検討して参ります。ただ1点は、どうしても必要であるという見地から、上島町が単独で費用を出すという方法もありますが、その節には、それを実施するかどうか、或いは、大西議員がおっしゃるように、あの場所でもいいのか、単独でやるときは、場所も変更できますから、それは検討して参るつもりでございまして。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。これで最後の質問としてください。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。町長がそこまで単独でやるという覚悟がおありでしたら、やはり自分があの場所は良くないというふうに思われてるので、是非、検討し直しをしていただきたいんですけれども、その辺はいかがですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(上村 俊之 町長)

○(前田 省二 議長)

(大西議員、降壇)

(濱田議員、登壇)

それでは質問に入ります。

○(前田 省二 議長) 高橋教育長。

21

○(高橋 典子 教育長)

濱田議員の質問につきましてお答えいたします。

令和3年10月11日付官報告示により、本町に所在する弓削島庄遺跡が正式に国の史跡に指定され、愛媛県内で17件目、上島町内で初めての国指定史跡が誕生しました。

弓削島庄遺跡は7つの遺跡で構成されており、このような広域に存在する複数の中世遺跡を荘園遺跡として面的にとらえ、一つの史跡とした例は、全国的にも貴重です。この多様で貴重な遺跡を適切に保存、整備、そして活用していくためには、その価値を町民の皆様に知っていただくことが肝要です。教育委員会では、まず国史跡指定記念として11月14日の文化財講座で、記念講演会を開催しました。また、12月6日から1月10日まで、史跡弓削島庄遺跡の調査成果を紹介する企画展を、せとうち交流館で開催しています。令和4年度には、記念シンポジウムも計画しています。

さらに、町内外の学識経験者及び町民の皆様のご協力をいただきながら、令和4年度から、史跡弓削島庄遺跡保存活用計画策定事業を実施いたします。この史跡保存活用計画策定事業では、史跡の保存整備の基本方針を示すだけでなく、本史跡のガイダンス施設の設置、弓削島庄遺跡や塩づくりの歴史文化の継承方法も検討いたします。また、子どもたちへの教育資源としての活用。更には、本史跡を核とした地域振興、観光の場の創出についても検討し、具体的実践へとつなげていく所存です。史跡指定に向けた弓削島庄総合調査事業では、指導委員会委員長を務められた、元松山大学教授の山内譲先生や愛媛大学教授の村上泰之先生をはじめ、県内外の多くの研究者の方々や100名近い町民の皆様に、現地調査や聞き取り調査、ボランティアに関わっていただきました。改めて、上島町民の皆様、史跡指定地の所有者の皆様及び関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。国史跡となった弓削島庄遺跡は、上島町の誇りです。末永く後世に伝えていくとともに、地域振興に資するものとなるよう、地域と協同しながら取り組んでいかなければならないと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(高橋 典子教育長、降壇)

○(11番・濱田 高義 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

はい。ありがとうございます。それでちょっと質問の、したいんですけども、現在、交流館の方で一室を展示されております。これは非常にタイムリーと思いますけども、実際問題として、国史跡になった以上ですね、あのスペースがですね、狭すぎると。これは従来そう言ってきましたし、町長もですね、これまでの何か、えー整備したいという意向は何回か申されたというふうに記憶しております。ですから是非ですね、この遺跡をきちっと、いつでも見れるような定石のですね場所があればいいなと。これは予算に関係してきますので、そう一概に明日明後日というはいかないと思いますけども、やっぱりその辺は考えていただいて、どうこの資産をですね資産といいますか、財産をですね、どう仕掛けてですね、仕掛けを起こして、どう、皆さんに、来ていただけるかという事が大きな問題になるかこう思っております。それにはもう仕掛けにはですね十分時間はかかりますし、もうすぐできるのは

ですね、この史跡の案内版ですね、これはもう早急に立石とかですね道路脇のですね、方向の案内版を設置していただきたいなとこういうふうに思っておりますし、できればこれは私の一存の考えですけども、佐島小学校の講堂がですね割と広いんで、あの辺をテンポラリーにですね整備されてですね、あそこに定跡とりあえずのですね、展示場を設けたらどうかかと、こういうふうに思ったりもしてますけども、その辺の現在の状況で、どこかいい場所が無いかどうかと、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい。現在、交流館で企画展示しております。それにつきましても今、文化財の担当者とこれをどっか常設、仮にでも常設できるところがあればいいなと思って、今検討してるところでございます。はい。案内版につきましては、令和4年度の当初予算の方で計上させていただく予定でございます。

○(11番・濱田 高義 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。濱田議員。これで最後の質問としてください。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

はい。それではこの件に関しましてですね12月の6日にですね、正式にあの正式にといいますか公式パンフレットというものが作られまして、交流館の方に置いていたのをこれをもってきました。改めてこれ見ますとですね、私だけなんだろうかね、遺跡のですね、表示がですね、これはその何て言いますかね、建物すぐ誤解されるようにですね、7ヶ所ですかねありますね、ざっくりですと。そうすると1番目のですね、大田林の塩浜というのは、これ写真でですね理解できるんすよ。ああこの辺だなと。それから、百貫島とそのエリアというのは、地図に載ってますんで、これはイメージが、膨らむんですけども、これ見ますと2番目、2番目の東泉寺、それから高浜、八幡神社ですか。それから願成寺、弓削神社、定光寺というふうにありますけども、これがほとんどですね、これで見ますと神社仏閣が国史跡になってるというふうに受け取りやすいといいですかね、そういうふうに思いますんで官報を見ますとですね、これ見ますとこれほとんど建物の名前はないんですよ。全部地番です。地番というのか、地番ですかねこれ、久司浦何番とか上弓削何番とかいう事で、地番及びXとかYとかいう数字がありまして、決して建物が国史跡で無いという事なので、誤解を招きますので、できましたらですね一例ですけども、専門家の方にはお任せしますけども、弓削神社の場合ですね、弓削神社の下にですね、神社の敷地1002番地を含む何平方メートルエリアとし、というふうに書いていただくとですね非常に分かりやすいというふうに思います。これはもう専門の方で考えていただいたらいいんですけども、先日課長の方でテンプラーについていいですか、ざっくり作っていただいたものをいただきましたんですけどこれは非常に分かりやすくですね、このようにですね、松原の海岸線はこのように囲んでます。全部このパンフレットにはそのスポット、点となってますんでどうしても点とこのようにそのエリアを囲んだですね、地図をアタッチしていただくと或いはそのパンフレットに、そのようにやっていただければ、見た人もすぐ分かるかな、このように思いますけどもその辺の

お考えはどうか、お聞きしたいと思います。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。このパンフレットにつきましては実は私の方にも、この内容でいいかというような問い合わせ協議が担当課の方からございました。でも正直私は専門家ではございませんので、それについては、この弓削島荘に関わっていただいた方々、先生方始め、によく聞いてくださいと、要は専門家の方にご意見を聞いてパンフレットを作ってくださいと、そのように私は答えております。濱田議員のおっしゃるようにそれでも不十分な点はあろうかと思いますが、専門家のご意見の基に作っているという事をご理解いただきたいと思います。そして、何でも100%完璧というものはございません。先において修正すべき或いは加筆すべき点がございましたら、今後、十分に対応をさせていただきたいと思っております。

○(11番・濱田 高義 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

それではよく専門家に相談していただいて、どなたが見ても理解できるような掲載をしていただきたいと思います。特に今後、掲示板等々に出ると思うんですけども、こういうふうに、弓削の地図があって、赤丸で押さえてるここだけが遺跡というふうに誤解されますんで、もう枠をつけてですね表示して欲しいというふうに思いますので、その点よく、皆さんと相談の上、良いものを作っていただきたいと思います。国指定の遺跡については、質問はこれで終わります。

○(前田 省二 議長)

濱田議員、一般質問中ですが、ここで10分間休憩をとりたいと思いますが、よろしいですか。はい。それでは、10時50分まで休憩といたします。

(休 憩 : 午前10時40分 ～ 午前10時50分)

○(前田 省二 議長)

はい。再開いたします。

続いて2問目の質問をお願いいたします。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

それでは2問目に入ります。災害情報伝達システムの個別端末機借受申込書等についてお尋ねをいたします。

この11月末に広報かみじま12月号と同時にですね、このシステムの案内の案内及び申請書、それから返信用の封筒これが入ってきました。そこで問題になりますけども、この件につきましては、令和2年6月定例会で説明を受け、構築の工事の請負契約等々については、議会で可決していくとは承知しております。

しかし、このシステム導入に伴う携帯電話、スマホの位置付け、個別端末機の条件、設置

条件とか、無償貸与条件等については、令和2年6月議会前に委員会協議会等で協議した経緯はありますが、今回のように断定した結論ではなかったと認識しております。

これらについてお尋ねをいたします。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい。濱田消防長。

(濱田 将典消防長、登壇)

○(濱田 将典 消防長)

濱田議員の質問にお答えいたします。

個別端末機の対応状況については、基本的な方針は変わっておらず、対応、対象者の条件も変わっておりません。

このたびの申請書では、考慮を求める事項の記入欄を設けることにより、より幅広く、本来に設置が必要な世帯に設置できる事が可能となり、住民の安心に繋がりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(濱田 将典消防長、降壇)

○(11番・濱田 高義 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

はい。この問題につきましてはですね、同僚議員が先に質問されて、大体のお話は聞いておりますが、変わってですね、このスマ、伝達システム、去年の6月の議会の議事録を読みますとですね、スマホ等への伝達システム導入後、個別端末機の設置条件の見直しを行う事としますとこういう答弁があります。それに対してですね、同僚議員からの質問で、条件の見直しをした時には、議会の方に情報流してくださいねと、そうじゃないとうまくいきませんよという趣旨の質問があり、また答弁としては、ちゃんとやりますという趣旨の答弁があったというふうに認識しております。そういう事からいって同僚議員が言いましたように非常にこの問題はですね、もう非常にナーバスというか妙に神経使ってます。例年になく、町民が騒いでるって言い方おかしいんですけども、各議員の方にもですね、連絡は行ってると思うんですよ。いいにつけ悪いにつけ。要は、独居老人、高齢者等々についてはですね、スマホも或いは携帯電話を持ってるけども、これ、よう操作ようせんと、ただ、息子、娘が買い与えてくれたので使ってるけども、携帯は、受けるとかけるだけで、あとの機能は全然使用してませんというのがほとんどです。そういう状況にあってですね、今回のように、簡単に言うとスマホ、ガラ系の電話持ってる方はですね設置しませんよという事になりますとですね、非常に混乱すると。差別が出てくるというふうに思っております。そういう状況にありまして、やはりもう一度ですね丁寧にですね設置するまで、或いはこれからですね住民の方にですね、説明、前回私もよく覚えてないんですけど10年以上前ですかね、現在の端末機をつける時はですね、各地区で説明会があったように記憶はしてるんですよ。特に、同僚議員が言いましたように、ガラケーの携帯はね、こうやっていってもね、入力ができるも、完成しないという状況にあると。これはもう、携帯に詳しい人が何かやってもううまくいかないという事を言ってますので、その辺は是非ですね、改善というのかね。携帯について

もスマホについてもですね、単純に電話機能だけを使用してるというのがほとんどですので、その辺も含めて考えていただきたいと思います。それから要は希望者にはですね、やっぱりガラケーを持ってようが携帯持ってようが高齢者にはですね、できるだけ設置してあげるという姿勢がないとですね、これ混乱を招くというふうに思いますので是非その辺は、再度お願いしておきます。私の質問は、実はご案内いただいた2枚の案内書、これがですね、タイトルが違うんですよ。片一方は上島町災害情報伝達、片一方が上島町防災情報伝達。このようにね、もうタイトルから違うという事。それから、特に問題になってんのは、非常に珍しいんですよ。役場が出した案内書に対してですね、町民がこんなに怒っている事ないんですよ。この文章はね非常に高圧的、上から目線といいますかねそういう受け取り方が多いと思います。我々の方にも何やってんだというような話で、特にですね、上島町防災無線システム個別端末機の貸与に関する要綱第3条の規定により、次の通り、申請内容に偽りが無い事を宣言し申請すると。偽りが無い事を宣誓し申請すると。なお、なおについて、私の世帯に係る住民基本台帳の情報を世帯構成員の確認等のため、調査することを承諾しますと。なおというのはですね、さらに、或いは加えて、その上にとというような前段をね、強調する文書なんですよ。で、こういう高圧的なね文書はね、やっぱり私はいろいろ見ましたがこれありましたけどもねこういうような案内文は無かったと記憶してます。その辺のイメージということですね。それと一番問題はですね。ここに書かれてます。これ要綱という、3条とか2条とかありますけども、私が検索した結果、この要綱をパソコンの検索かけましてもね出てこないんですよ。それで、消防署の方に要綱が見えないんだけど、無いんだけど、どこに入ってた。或いはもし、私がよく検索できなかった場合があるので、もし消防署の方にこの要綱があればくださいという電話を午前中の10時半ごろですね、電話しました。したら担当者が出て、非常に不透明な答弁っていうか、回答で、分かりましたという事がありましたので1時間ほどもあって、12時になる前にですね、返事が無いので電話したら、いや、要綱ありませんという話。要綱が無くてねどうしてねこういう文書書くんですか。ね、みんなこれでね、年寄りはい方、通常の言葉で言うと、びびってですね、どうしたらいいんだろうかと。私はね、80のおばあさんが私は携帯持ってるけども、これ申請したら罰されるんだろうか。もう私はもうこれ出さんとこうという事。ような状況まで起きてると。このね、内容はその要綱がないのにねこういうふうな文章で高圧的にですね、出すというのは、本当この十年間無かったように記憶しております。これはね、もう町民を置いてきぼりにしてるというか、自分さえの仕事だけこなせばいいという、全然気持ちが入ってない、町民の気持ちとか状況とか環境を理解してないと、このように感じるんですけど、その点いかがですか。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい。濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

まず、要綱の方の件につきましては、個別端末機の貸与については、内規で取り扱うこととしておりました。で、住民周知が必要な案件と判断したし、例規では種別として告示の準備を進めておりますが、担当課として遅れた事で、コピーの申し出をお断りした次第でござ

います。電話での問い合わせという事で、担当課の方として、議員の方に説明不足という事で、大変申し訳ございませんでした。

なお、こちらの方の申請書の内容につきましては、しっかり精査をさせていただいたというふうに考えておりますので、この内容につきましてちょっと、高圧的と、そういう形の意見がある事に関しましては、今後、また、深く対応したいと思っておりますよろしくお願いいたします。

○(11番・濱田 高義 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

消防庁内です。この要綱があるという話ですけども、やっぱり要綱はですね他の要綱はですねほとんど例規集に載ってます。要綱も。あえてこういう案内文にですね、要綱でこのようにきちっとですね、何て言いますかね、高圧的な文章でやるのであれば、やはり、要綱はですね、例規集の方にきちっとね、掲載しとかなないと調べても無いんですよ。で、無いものでこういう書かれたらね、もう無いとしか思わないじゃないですか。なかってこういう文書書いちゃ駄目ですよ。これはねもう、大げさに大げさっていうか、事実はあるんですけども、公文書偽造ですよ。これは刑法155条に違反してます。それから、虚偽の公文書作成という罪、これが156条になります。虚偽の公文書ってのは、無いものを謳ってますから、まだ、助かってるのはね、権限のある人が作ってるからまだ救われるんですよ。でも、実質的にですねこれは公文書偽造になります。それから行使と、使ったと。これは刑法の158条になります。こういうふうにな、法律に違反するような事を行政がやっちゃまずいと私はそう持ってます。で、多くの町民がですね、この文書に対して、もう私は広報できましたので、私の地域はですね、月曜日来たんですよ。ところがあるところは、土曜日に配布されて、それを見た人がある場所であつたら、この問題を早速言ってこれなんだとこんな文章と言われても何が何か分からない。ただ、端末機端末機っていうからそういう話があったなと。新しく変えるんですよ。いやそれはそれは別だと。この文章なんじゃと、いや見てません。見てるだろうが、もう俺んところは返信用封筒も来たんだぞという話でね、最初からそういう話ですよ。で、1日半か2日遅れて配布されて見てこの事かと。分かったんですけどね。こういう文章をね、ない要綱でですね3条とか2条でって、貸与条件とかいうことをね、言われてもですね、全くそこには信憑性もないという事で、もうできましたらね、これはないんであればねもう少し、通常の皆さんが今まで配布したような案内文を書いてですね、改めて出して欲しいんですよ。それくらいの事をやらないと、町民はただただ、この文章を見て驚いているという事。特に高齢者は、弱者はですね、もうどうしようかしらと携帯持つてるけど、これがないとうちはどうしようせん。要は情報はですね、普通のテレビで上島町の情報が入ればいいですよ。入らないんですよ、テレビがあっても。でも、この端末機、皆さんが2階とか1階に置いてますけどあの6時半に朝放送される事をね、聞いて初めて年寄りですね、町のニュースを知ってるんですよ。今日は何があるとか、何が起きたとかいうのを聞いてるんですよ。そのように非常に、ある意味でその生活の中にそう組み込まれてるものが、今後無くなるということはですね、非常に高齢者にはですね、生活しにくくな

るという状況に置かれると。それから災害があつてね、全くつんば棧敷で逃げ遅れるというような事になりかねない。その辺ですね。もう一度ですね、丁寧に町民にこの端末機の配布について、設置についてはですね、やっぱ希望者にはですね、やるという方針を言っていたいて、やはり町民を安心させるという事が第1ですから、非常にこれは今、混乱してる状況です。それはもう何件か何十件か知りませんが、消防署の方には相当クレームの電話が行ってるはずですよ。この件について、ご答弁をお願いいたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。実は私もスマートフォンというのが十分にこなせていなくて100%理解している立場ではありませんので、もっと知識の無い方々は、困っているというのは認識しております。ただ、よく見かけます。上島町弓削の支所においても、よそにおいても、お年寄りの方が、座って職員が膝を曲げて、これはこうやるんです。携帯電話、今回のスマホにじゃない、アプリについてはこのようにやるものですというふうに、ご質問に来ていただいた方には丁寧に説明をさせていただいております。もちろん、先ほど消防長からあったように消防の方からも説明に伺っております。それと文書の中にも、問い合わせ先も書かせていただいております。是非、分からない事がありましたら、職員が丁寧に説明させていただきますので、庁舎はもちろん、時と場合によっては、家の方まで行ってご説明をさせていただきます。どうかそのような声というのは、議員の皆様に一早く届くものと思っておりますので、そういう事があつたら、今、役場の方に問い合わせるよというふうにお伝え願えたらと思います。それと電話等々でいろんな疑問、クレームきております。それに関しては一つひとつ丁寧に対応をさせていただいております。どちらにしましても新たに変わるというのは、混乱が生じます。どうか、各支所に問い合わせさせていただきましたら丁寧に説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。それと、先ほど文章の何て言うんですか申し込み書というのか、それについては、申し訳ございませんがこれは行政の文書でございますので、民間の文書とはちょっと異なります。本来であれば、何々ですとか、何々してくださいとか、お願い申し上げますとかいうような文章が民間の文書であります。行政の文書というのは、あのような形になっておりますので決して高圧的では無いということをご理解いただきたいと思っております。ましてや、公文書偽造というようなお話もありますが、これについても全く公文書の偽造でもございませんので、個人的な見解でこの議会の場で決めつける、職員の間違い、公文書偽造だ犯罪だというようなお言葉はお控え願いたいと思っております。以前におきましても職員の数字が正しい数字であるのに、職員の数字が間違っているというようなご発言がありました。この公の場でご発言する時は、しっかりと調べられて、ご発言をお願い申し上げます。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。質問を最後にしてください。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

話が横に答弁がずれてますけども、要は私はこういうその無いもの、要はオープンになっ

てない要綱がですね、独り歩きする。それで文書を作られるというのはですね、もう少し慎重にやっていただきたいたいこう思っておりますし、きちっと要綱があるんであれば要綱のコピーを欲しいと言ったんだからコピーをいただきましたかったという事でございます。それ見ないとですね、実際にこういうことが決まってるかどうかはわからないんですよ。それから、何回も言いますけども、我々はその断定的にですねもうスマホがある方は、或いは携帯電話持ってる方は、年齢に関係なしに設置しませんよという事はね、取り下げていただきたいたい。だって5人家族でね、1人持ってるその方が仕事に行って4人が家にいると。あそこには何もそのツールが無いという状況が起きてると。せめてですね、年齢を制限してですね限定してっていいですかね。希望者にはですね、高齢者の方には是非ですね、設置をお願いしたいとこのように思っております。その辺はですね、最後のお願いですけど、これはやっぱり高齢者の方々の生活の安全という点からいってですね。これはもう希望があれば、設置してあげるという方向でですね、そのように、行政の方から答弁いただくとですね、非常に皆さんも安心するだろうと思います。それから先ほど町長がふれました。多分、芸予汽船の人数の件でしょうけども、あたくしは今でも私が言った7万3千人ですか、あれが正解かと言いますけど7万3千人ぐらいというふうに、正解だと思っております。そう、それを18万という話があって、議会で終わったらわざわざ町長私の席に来て、あんた謝罪しなかったじゃないか。これは無いですよ。町長がおっしゃったから言いますけども、私がそこにね、終わって片付けてたら、町長が来て、あんた何謝罪すると言ったじゃないかと。今でも、私は7万3千人が正解とは言いませんけど、私のが一番近い、確か、正解は6万5千何ぼでしょ。18万だったらね、平成21年と一緒にですよ、21年は黒字ですよ。で180,000載ってたらね、赤字じゃないじゃないですか。まあこの話は、また、機会がありましたら話したいと思いますが、要は端末についてはですね、非常に町内が混乱してます。特に高齢者はもう本当に心配してるという状況にありますので、ある年齢を切っても結構ですからね、高齢者には、希望者には設置すると。なかにはね、お金を出してもいいから設置して欲しいという人もいますんですよ、高齢者は。何も私はニュースが入ってこなくなる。携帯持ってるけど電話するだけだと。こういう事を言ってますので、高齢者の設置についての答弁をいただいて、私の質問を終わります。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。まず今事例で出していただきましたように、5人家族がいて1人持ってる。この方が、ほとんど家にいないと言う場合は設置します。それは、先ほど消防長から説明があったように、事項に書いていただいて、うちの家族1人は持ってるけれど、常に持っていないので設置してくれと、そういうふうに書いていただければ、きちんと設置します。要は目的は、情報を町民に伝える事でございますから、もちろんそのように対応するようになっておるという事で、消防長が言ったように、方針は変わっていないという事です。独居老人にしてもしかり、アプリが読めないとか、アプリですよ。アプリの操作ができないという方は、情報が伝わらないという事です。濱田議員と私たちが言

ってる事はほぼ同じであると思っております。

(濱田議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

はい。ありがとうございました。これで濱田議員の質問を終わります。

続いて、寺下議員の質問を許可いたします。

(寺下議員、登壇)

○(13番・寺下 満憲 議員)

ただいま、議長の方から許可を受けました、議席番号13番・寺下 満憲です。住民と日本共産党を代表いたしまして、サウンド波間田キャンプ場の運営方針について、伺って参りたいと思います。

誠に、声の煩いをしておりまして、理事者側に対して聞き取りにくい点があるかと思いますが、その点をご理解いただいたらと、ごめんなさい、よろしくお願いいたします。

先の9月議会で、サウンド波間田キャンプ場の土曜日、日曜日、祝日の受け付け、管理委託業務の予算が、予算決算委員会において否決となり、本会議で可決となりました。これ委託業務は8月から行われてるという事を議会後において伺ったわけではありますが、本来なら6月議会で計上して予算化しておかなければならないのに、9月議会において計上したのは、どんな理由があったのか、その点について伺いたいと思います。予算の計上のあり方が、このような状況でいいのか、この事を伺って参りたい。

そして、サウンド波間田キャンプ場は、今日まで教育委員会が管轄になったり、生名スボレク株式会社が管理業務をやったり、現在では、建設課が管理を行っておると思います。どの部署においても、責任管理がなされてきていると私は思っていない。上島町では、農林水産業、造船、そして観光業務を基幹産業として位置付けをしておるわけですから、このサウンド波間田キャンプ場についての今後の位置付けを、どのように考えているのか、将来への運営方法を聞きたいと思います。よろしくご答弁をお願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

寺下議員にお答えいたします。

波間田キャンプ場の管理については、令和2年6月1日に、前理事者の指示により、当時の商工観光課が行っていた波間田キャンプ場の受け付け管理事務を建設課が行う事になりました。生名支所建設課員2名で受け付け管理を行っていましたが、ほとんど、土日、祝日の受け付け、時間外勤務で、対応していたため、経費が嵩んでおりました。この経費というのは人件費等々で出るものであまり予算上では分からない数字ではございます。そこで利用者がピークを迎える、お盆時期までに、受け付け管理を民間委託ができないものか協議を行い、8月2日から8月12日まで公募を実施し、8月13日に2ヶ月間の管理契約を行いました。この予算は本来であれば、寺下議員がおっしゃるように、6月議会に上程すべきであると思いますが、そもそもが協議案件として上がってきていませんでしたので、8月、9

月の例年にないほどの予約増加に対応するため、管理委託料を予算流用により対応させていただきました。9月議会に計上した理由は、10月以降に、予算が不足するためでございます。現在の管理につきましては、11月から産業振興課が、主の担当となり、全体として、産業建設部で対応しております。

波間田キャンプ場は海と山に囲まれた自然豊かなキャンプ場であり、近年、多くのお客様に来ていただいておりますので、本町としても、このキャンプ場を重要な観光経済資源として考えております。今後は、老朽化した箇所の修繕はもちろん、一例として、オートキャンプ場の整備や体験プログラムとの連携による滞在型観光の推進など、観光客の受け入れ体制の充実を図って参りたいと考えております。また、オートキャンプキャンプ場整備等を踏まえ、波間田キャンプ場が収支を含め、運営が行えるようであれば、指定管理者制度の導入も視野に入れるなど、今後の運営方針を検討していきたいと考えております。以上です。

(上村町長、降壇)

〇(13番・寺下 満憲 議員) (挙手)

〇(前田 省二 議長) はい、寺下議員。

〇(13番・寺下 満憲 議員)

ただいま答弁をいただいたわけでありますが、予算流用されたという事ですが、予算流用といってもね、やはり節の部分できちっと、キャンプ場の委託という名目で予算計上していただかないと、予備費や予算流用によってね、町長が自由に使っていくというやり方は、私は認めていくわけにいかないんですね。今回のキャンプ場委託については賛成いたしましたけど、先に予算の流用が発覚しておればね、私は賛成する立場には回れなかったわけでありまして、その点については今後、予算流用や予備品の活用については、もっと慎重に行って欲しいと思います。

そして先ほど町長の方から、今後のサウンド波間田の運用方針が述べられたわけでありますが、私も同感するということも多くあったわけでありますが、そもそもこのサウンド波間田は1986年の昭和の61年ですかね。日立造船が3,500人の従業員を削減する、いわゆるこの島の方たちの生活を脅かし、島が沈むという時代に、生名村時代の商工会の青年部の方たちが、昭和26年に立ち上がって、いわゆるサウンド波間田の前身であります、わんぱくイエローとしてキャンプ場を開設したわけであります。その後は、村の合宿村構想によってサウンド波間田が誕生し、そこには常に常駐をされて、管理運営がなされてきたわけでありますが、ところが合併後においては、責任ある管理課が無く、いわゆる、私から言えば、厄介ものの施設かなあというところを感じとっておったわけです。そこでこの機会に、私は民間手法も導入してはどうかという事を考えるわけであります。いわゆる指定管理するのか、業者委託にするのか、それとも、無料で貸し付け等々を行っていつてみるのも検討の余地があるんじゃないかと、このように思う訳であります。私が、私なりに夢を語るならば、この生名島の北部地帯一帯は、いわゆる人家が無く、いわゆる自然の宝庫なんですね。そして立石港側から行くと、テニスコートは立石山の麓にあり、いわゆる、立石山の縦断歩道がキャンプ場に向かって、いわゆるトレッキングコースとなるような状況にある中において、まさに、麻生イトさんが登り口に座り、中腹には子安観音、いわゆる安産の観音が座ってお

る。そして頂上に登れば、車田の大岩遺跡があり、いわゆるパワースポットの意味もなし
ておるし、そして私はいつの時代か、上村町政時代に、展望台が壊れているので何とかして
欲しいという事で、即、展望台の改修を行っていただいた記憶も残っておるわけでありませ
が、この展望台から土生水道を眺めると、絶大な展望であるので、このような事を活用して
いただきたい、このように思うわけでありましたが、ここまで話してきたわけでありませ
が、ちょっと話が逸れますけれども、西日本豪雨の時に災害によって、立石側からの遊歩道が困
難を来している点があるんで、この点も、できることなら行政がいち早く改修工事を行って
欲しいと思っております。この事を求めるわけでありませ。

そして、サウンド波間田を中心に、今後はマリンスポーツ。今の若い人たち、サップとか
シーカヤックですかね、そういったものを持って波間田キャンプ場に来ている姿をよく見る
わけでありませが、サップやシーカヤックを使って、平内島や鶴島、亀島、いわゆる無人島
への冒険探索ですかね、そういった事もできるような事も考えた海の遊びよね、導入しては
どうかと、このように思っております。

そしてまた、この周辺には現在、荒廃地がたくさん増えつつあるわけでありませが、上島
町には解体する家屋が多くなっておるので、この廃材を活用した、いわゆる薪割体験や割っ
た薪はバーベキューやキャンプファイヤーに使うとか、そしてまた、カブトムシの養殖や廃
材を使ってね、木が腐る事によって、カブトムシの養殖や、また原木薪の木の伐採によっ
てのしいたけ栽培、そんな事も行っていきたい、このように私は思っておりますし、
また町の農地も一帯にありますので、いわゆる観光、園地として活用も可能ではなかろうか
と思うわけでありませ。

そしてこのキャンプ場の一角には汐留が、いわゆる海からの海水の干満によって出入りす
る、汐留があるわけでありませが、この汐留を活用した海辺の生き物ですね、そういったも
のを、生体を子供達に見せて、そして農道から上手側には私有地ではありますが、ため池も
あるんでね、そこでは水辺の活動をする、そのような事をやっていけたらと、私は夢を描く
わけでありませが、しかしこのような事業をするには、なかなか行政の力ではね、行き届い
た事業が行われないので、できることならば、この機会に民間資本を導入して、本当に観光
の出発点は立石港から始まるのだと、こういった点を踏まえて、早急に検討していただきた
い、このように思いますが、町長はどのように思われますか、ご答弁お願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。寺下議員のご説明にありましたように、昭和61年、商工会青年部、生名ですね
方々が切り開いたというお話、私聞いておりますし、昭和61年といえば私は弓削の商工会
青年部で、その波間田のキャンプ場、招待されて行った事があります。ちょっと話はずれま
すが、烏骨鶏か何かを料理して出していただいた、私としては、何やこの真っ黒な鳥手、な
んやろかと思いながら食べた記憶がございます。その時にもすばらしい施設でありませが、
私が今思うに、ちょっと需要と供給が一致しなかった、という事だと思います。間がちょっ
と寂れたというか使っていなかったというのは。でも今ご存知のように、すごいキャンプの

お客様が増えております。今後も続くと思っております。私も8月以降、週末週末は自転車に乗って、波間田キャンプ場を見学に行かしていただきました。時と場合によっては、音楽のコンサートを自主的にやっていただいている団体もあって、ものすごく環境がいいとこだと私も認識しております。でございますので、様々な提案がございました。荒廃地、薪割体験、カブトムシ等々、ちょっと汐留とため池についてはちょっと私も把握はできてないんですけれども、ほとんどあの辺全部歩きました。やはり荒廃してる。ここに東屋があるっていう事も知りませんでした。その辺を開発させていただいて、生名の波間田地区を交流の場、観光客が訪れていく場として、今後展開をしていきたいと考えております。それにつきましてはまた、予算化も含めてご提案をさせていただきますので、その節には、ご協力とご理解をいただきたいと思いますと思っております。

そして、おっしゃるように、行政の担当課が行うより、民間の考えで運営をしていた方が私も良いと思います。ただその時に、指定管理制度を採用した時に、指定管理料が発生するのか発生しないのか、そういった部分も十分に検討しなければなりません。いたずらに、指定管理料なんぼ出すからやってね、というのでは計画としては、町民に説明ができませんので、一番良いのは、自らの収入、収入が入ってきますからそのお金で全部やっていただくというような形が一番良いと思っています。要は指定管理料をなるべく出さないで、町民の税金をなるべく出さないで運営をしていただけたらと思っております。これはでもあくまでも理想論でございます。それ以外のハードな部分、修繕する部分につきましては、持ち主であります上島町がしっかり対応していきたいと思っております。寺下議員のおっしゃるように夢も必要でございます。そういった意味で波間田をしっかりと上島町の観光の目玉として、今後も対応していきたいと考えております。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

最後になろうかと思いますが、善は急げという言葉があるとおり、私は、もう来年度の4月から本当に民間委託するのか、指定管理するのか、施設貸付にするのか、そういった点を早急に課内で論議して、本当に4月からスタートを切れるような状況にしていきたい、このことを切にお願いをいたしておきたいと思っております。ご答弁を再度お願いいたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。寺下議員おっしゃるように、私も既に指示を出しております。指定管理でやれるかどうか検討してくれと。これもトップダウンではありませんけれど、或いは言葉を悪く言えば独裁的な事としてはいけないので、指定管理でやりなさいとは言っておりません。指定管理でできるかどうか、課内で十分協議してくれと、そのように伝えておりますので、私個人的には、切りの良いところからスタートできたらいいんじゃないかなんかと思っているところでございます。その指定管理の方については、担当職員からの報告、或いは協議によって、また、議会の方に提案をさせていただきたいと思っております。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

はい。答弁いただいたわけではありますが、議員として提案型の一般質問をしておりますので、その点をご理解いただき、指定管理プラス施設貸付の方も検討しながら、ご配慮いただきたい、このように思います。

続いて2問目に入りたいと思います。

2問目といたしまして、公共施設の統廃合の利用について、有効利用について伺っていきたいと思います。

公共事業の施設のあり方としては、協議会が立ち上げられて話し合いをしている事は大変結構な事だと私は思っております。しかしながら、実際には耐震性のない建物や、利用度の低下している建物、また未使用の施設など、岩城橋開通に向けての公共施設の新しい取り組みが、何一つ進んでとは思えない。今後の取り組みはどのようになっているのか、このことについてご答弁をお願いいたします。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 杉田総務課長。

(杉田総務部長、登壇)

○(杉田 和房 総務部長)

寺下議員の質問にお答えします。

公共施設の中には、実際に耐震性の無い建物や利用頻度の低下している建物等ありますので、平成26年10月から「上島町公共施設あり方検討協議会」が始まり、協議の結果、平成28年度には、生名公民館の解体を行いました。

9月議会の一般質問においても、改修や更新等のコストがかかる施設を優先して管理方針を決定し、更新時期が重ならないようにする事で、財政負担の軽減を図れるものと考えています。取り扱いについては、利用状況や岩城橋開通による、旧町村単位の同類施設の見直し等の中で、計画に上げるべき施設も、今後の協議中において検討する事としていますなどと説明させていただきましたが、昨年度策定した個別施設計画を基に、今年8月に公共施設あり方検討協議会に諮るなど、公共施設の統廃合や有効活用を検討しています。

今月も開催に向け日程調整しており、施設の分類ごとに存続する施設、統廃合する施設、特に耐震性のない建物や利用頻度の低下している建物等の統合、廃止、別の用途利用、譲渡、規模縮小の協議を重ねていきます。

今後の取り組みについては、令和4年3月の岩城橋開通も考慮し、あり方検討協議会の意見を基に、開通後、1、2年のうちに、総務省の公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針に基づいた、個別施設計画にある全ての公共施設及び関連する施設の存続や統廃合等を進めて参ります。以上よろしく願いいたします。

(杉田総務部長、降壇)

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

ただいま、説明を受けたわけでありますが、先の9月議会で同僚議員が一般質問した中で、概ねの事は分かっておるわけでありますが、立ち上げてから3年、4年目が迎えるんですね。しかしながら、目の前にぶら下がっているものを一つ一つ解決していかないとね、私はテナポが遅いのではないかと。石の上に3年座っておれば、冷たくはなかろうかと心配をするわけでありますが。

まず最初に弓削の中央公民館ですね。これ老朽化がすごく進んでいると思うんですね。先ほどから言われた平成28年に生名公民館が取り壊しになる時に、弓削の中央公民館をどうするのかという話も出たと思うんですが、当時はせとうち交流館、交流センター等を拠点とした社会教育活動を進めていくんだという中において、施設の統廃合等を検討しながら、いくと言った事を私は記憶をしておるのですが、今でも、その考えはお持ちなのかどうか。

そして二つ目といたしまして、岩城橋が開通するのが目前であります。弓削、岩城、生名において、各地域に火葬場がありますよね。火葬場においても、今日のコロナ禍においての葬儀のあり方が、一変してきたと思うんですね。コロナ禍において、三つの島に火葬場の必要性があるのかどうか、このことを伺いたいと思います。

そして三つ目ですけれども、自治会が管理している施設、公民館とか集会所とかがあろうと思うんですが、この施設を今後どのようにしていくのか。地域の自治会の人たちが管理ができなくなって、困難を期している。このような状況をよく聞くわけでありまして。この問題をどのように解決していくのか。

そして四つ目といたしまして、生名の開発センター。耐震構造に上村町長時代に町政の時に、耐震構造にしたわけでありましてけれども、なかなかここも最近の葬儀の活用もない中、今活用しているのが、蛙の会の朗読会とか弓や、琴の練習、数少ない団体が利用をしているだけなんでありましてから、私の考えとしては、この開発センターの海側に、壁面にね、上島町の観光協会と銘打って、あそこの事務所、観光協会の事務所として、そして施設の鍵の開け閉めとか管理をねお願いをすれば、もっと有効活用ができるのではないかと、このように思うんですが、その点について、理事者側の答弁をですねお願いします。

○(今井 稔 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長)

はい。まず公民館の考え方につきましては、確かに弓削中央公民館は、昭和41年あたりに建った、以前の建築基準の建物であるという事で、まず担当課の方とも確認しましたら、利用中止とかその辺も使用してる団体に対して協議を行っている最中だと、こういう事を聞いております。

それと、岩城橋架橋後の3施設ある斎場につきましても、当然、あり方検討協議会の方で、個別施設計画の中にも載っておりますので、これは協議していかなくやならない案件だと考えております。

それと、自治会集会所があるが、どうしていくか、できない、維持できないような事にもなるというようなご発言がありまして、確かに小さい集会所とか古い集会所等がございます

ので、これも、あり方検討会に諮りながら、担当課の方で、受地域の住民の意向も確認しながら、会にかけていくというような事を考えていきたいと思います。

生名の開発センターにつきましては、確かに葬儀が減っております。こういう寺下議員のご意見があったという事で、あり方検討会の時にもこういうご意見もあったという事を図りながら、また担当課の方でも施設持ってる担当課の方でも、こういう意見があったという事をちょっといろいろ考えて、今後のあり方について、考えていきたいと思います。

以上です。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

はい。あり方検討会の方で協議をしていきたいという事ではありますが、あり方検討会が今日まで検討し続けておるわけではありますが、先ほども言ったように目の前にぶら下がっているものがあるんですね。それをあり方検討会に再び話をしていきますという事になると、その結論が出るのはいつのいつになるのか分からないんですね。私は町長の決裁によって、やはり早急にやっていかなくてはならないと思うんですね。生名公民館を解体する時の町長のギラギラしたね、やる気満々の意欲満々のその姿が見受けられないんですね。やはり当時のように、やはり4年間休まれて新たに充電蓄積したものをね、ここで発揮して、コロナ禍の中でも俺はやってるんだ、いうものをね、町民に見せていかないと、今何やってんだろう上島町は、いう捉え方になってくるんじゃないかと思うんでね、やっぱそこらは、町長がリーダーシップを発揮しながら、中央公民館も早く解体して普通財産にして、何か新しいものに生まれ変わらせていく、そういう熱意を持った町行政になっていかないと私はいけないと思うんですね。

今日ちょっと関連して、資料を皆さん方のテーブルにお配りしていると思うんですけども、1枚目の資料は私が平成30年度に、6月の定例議会で一般質問したんですね。海の駅舎の目的である一つで、町長が海の駅舎建設、当時されたわけではありますが、この目的の一つの中に、海運や船舶の関係資料を展示するような事も謳われておるわけでありまして、私が当時展示を求めたんですね、1枚目の写真を議会に持ち込んで指し示したわけではありますが、あれから3年、もう過ぎとるんですかね。しかしながら、今だ行政は住民の方々と相談しながら進めていく言われたにも関わらず、今日まで何一つ回答を得る事ができてないんですね。このような状況を上村町政の中でどのように捉えていってくれるのか、このことを伺いたいと思います。

それと2枚目の外国コインです、これは。今日実物をちょっと一部持ってきたんですけど、一応ちょっと理事者側の方に廻しても構わないですか。ちょっと、お願いします。

(現物を、理事者側へ廻す)

そして今持って行かれた3枚目の一刀彫の彫刻ですね。この外国コインも住民の方々から、町が展示したり保存するような機会があれば活用して欲しいと、私に委託されたものなんです。弓削地区には船員さんがおられたり、生名地区には日立造船の関係で外国船が修繕船として入ってきて交流があった中において、また一時期、海外旅行ブームがありまして、そう

した中で、各家庭内は外国コインがたくさんあると思うんですね。それを住民の方から供出していただき、外国コインハウス等をね、区民館とか集会所の使わなかった部分を活用したハウスのなものにしてはどうか、このようにも思っております。木彫にいたしましても、この木彫は、生名村時代に社会福祉協議会に木彫部がありましてね、そこで指導していた指導者が掘った仏像並びに、今見ていただいている彫刻等が、私に同じように託されてるんですね。そういう方たちも亡くなったんで、私も、いつまでもいつまでも預かっておるわけにはいけないので、こういったものを公共施設の一部でも、どこかで使っていただき、いわゆるこの木彫にしても木の館として、弓削の愛木会ですかね、そういった人たちの作品と併せてね、保存なり展示なりをする機会を設けていただきたい。まだ上島町には趣味として、切手の収集や古民具とか、いろいろ収集されている方々がおられます。しかしながら今保存していかないと、次の世代になっていくと、やはり興味が、趣向が変わってくる中において、価値感が薄れてくると思うんでね、その点を踏まえて町長さんをお願いするわけなんです。どうかこの機会に、観光マップの、1ページに据えていただきたい。このように思うので、その点のご答弁をよろしくお願いいたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。まず、今、寺下議員からご説明があったように、生名の公民館を解体する時は、ガラガラしてリーダーシップを持ってというある意味、お褒めの言葉をいただきましたけれど、ご案内のように大変苦勞いたしました。あちらから叩かれこちらから叩かれ、やっぱりそういった意味で、リーダーシップを持ってやったと言って評価してくれればありがたいんですが、時と場合によっては、ほら上村が独裁的にやりやがったというような声もございます。そういった意味で、あり方検討委員会の方でしっかりと審議をしていただくのが、私にとっては、ありがたいと思っています。ただ、動きが遅いようであれば、リーダーシップを発揮させていただきたいと思っております。特に弓削の中央公民館につきましてはどう考えてももう耐震性ありません。今あそこを使っている事自体が私もちょっと、不安がございます。ある意味、急ぐ案件であると。他にも公民館広場がありますので、いろんな計画が上がってきております。時々、他の課からも上がってきますが、私は公民館をどうするかはっきりしてから物事進めてくれと言っておりますので、特に耐震性の無い建物につきましては、早急に対応、或いは方向性を示させていただきたいと思っております。

それと今、資料をご提示いただきましたが、まさに、立派な資料だと思います。ただ、例えば海の駅につきましても、舵輪につきましては、なかなか面白いと思います。でも、その関連性とかですね、ストーリーとか歴史が絡まないと、私はいけないと思っております。公共の場に置く以上はですね、その辺、教育に関わる部分であれば教育委員会が検討させていただいて、他の部分に関わる部分は他の課が検討させていただきます。それで1点は展示という意味では、すぐにでも可能かと思えます。ただ、常設したところへ置くというのは、予算面も絡みますので、すぐには対応できかねるかと思っております。

しかし、寺下議員がおっしゃるように、前段の浜田議員からもご質問がありましたが、上

島町の遺跡によるまちおこし、地域振興という意味で、何らかの形で常設できる施設を造るべきではないか、造るべきというか、設置するべきではないかと思っております。まだ個人的な見解ではありますが、実はそういう歴史的な場所も2、3ございますので、そういった施設を改修して、今ご提案いただいたもの、或いは塩の荘園を常設するというやり方もあろうかと思っておりますので、その方向性が決まりましたら、また、議会の方にご提案をさせていただきたいと思っております。

ちょっと十分に答えられなかったかと思っておりますが、以上でございます。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

生名の開発センターの活用についてのご答弁をお願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。生名開発センター、観光協会にというのが私もちょっと想像していなかったのですが、今すぐにはお答えはできませんけれども、いろんな意味で生名立石港が窓口になってくると思います。有効に活用をさせていただきたいと思っているところでございますが、これにつきましても、観光協会が行くべきなのか、どこがどうするべきなのかは、またじっくりと協議をさせていただきたいと思っております。ご案内のようにいろんなイベント、いきなマラソンとか、グラウンドゴルフ、サイクリング、サッカー等々において、この生名開発センターも使わせていただいております。特に雨が降った場合、あの施設があると大変助かります。そういった事も含めて、共有できるような対応をしていきたい、そのように考えております。

もう1点は、全員協議会で説明いたしましたように、多目的広場を中心とした開発センター、或いは周辺を、私は総合的に整備していくべきだと思っております。単体ではなくてですね、それも方向性が決まりましたら、またご相談をさせていただきたいと思っております。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、寺下議員。最後の質問にしてください。

○(13番・寺下 満憲 議員)

はい。最後になったんで、もう終わるんですけども、急を急ぐような提案を、今回一般質問の中でして参りましたんで、早急に取り組むとお願いをいたしまして、終わります。以上です。

○(前田 省二 議長)

これで、寺下議員の、質問を終わります。

(寺下議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

皆様にお諮りいたします。これより、お昼の休憩に入りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、再開 1 時といたします。

(昼 休 憩 : 午前 11 時 48 分 ~ 午後 1 時 00 分)

○(前田 省二 議長)

それでは再開いたします。午前中に続き一般質問を行います。

最初に、山上議員の質問を許します。

(山上議員、登壇)

マスクは外しても結構ですよ。(これ無かってても良いですか。)

○(4番・山上 耕司 議員)

議席番号 4 番、山上耕司です。

今日は上島町の観光遺産掘り起こしについて質問いたします。

来年の 3 月には岩城橋が開通され、上島町民の繋がりも一層深まる事と思います。また、完成されたゆめしま海道は、上島町観光の目玉になることは間違いありません。

そこで、このタイミングで上島町の埋もれかかっている観光遺産を掘り越してみてもはどうでしょうか。弓削地区にもたくさんありますが、今日は下弓削地区の石灰山、通称石山と久司山展望台についてお伺いいたします。

石山は私有地であるにも関わらず、以前は自由に入山できていましたが、今はできない状況になっております。山頂付近には白い大きな石灰石がゴロゴロと積み重なり、とても壮観な場所もあります。景色がすばらしいのは言うまでもありません。この石山に自由に入山できて、また遊歩道などが整備されれば、弓削地区観光のエースになれると思います。

また、久司山展望台は瀬戸内の絶景が見られ、久司山古墳もありますが、中腹の駐車場からの山道が整備されてなく、険しい一本道が続きます。手すりを設置するなど整備すると、登山する人も増えると思います。

町は、これから観光客増加に向けて観光遺産の掘り起こしや整備について、何か考えがあればお答えください。また、景観づくり団体への活動支援制度があると思いますが、その内容もお伺いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村俊之町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

山上議員にお答えいたします。

石灰山の整備についてですが、これ以降、私、常に石山と言っておりますので石山と言う事をお許してください。

石山は、以前に地権者から無償譲渡の話があり、平成 23 年度に、石灰山地区等再生プラン策定業務の契約を締結いたしました。その後、住民代表等による検討委員会を設置し、石山と再生プラン作成に関し調査検討を行い、平成 24 年の 3 月の全員協議会において、石山等再生プランの概要説明をさせていただきました。

しかし、平成24年に地権者から土地の無償譲渡から有償譲渡への条件変更の話が持ち上がり、それまで議会を含めた住民の方へ説明してきた内容、財政的な面から、町としては土地代を支払った上で、計画を進める事は困難と判断し、平成25年8月の全員協議会において、事業中止の報告をさせていただきました。そのような経緯もあり、今現在、石山の整備は難しい状況でございます。しかしながら、山上議員がおっしゃるように、石山からの眺望は瀬戸内海でも他に例を見ない景色ですので、今後条件が整いましたら、住民や観光客の憩いの場所となるよう、整備を検討したいと考えております。

次に、久司山展望台についてですが、こちらにつきましても、展望台から望む360度の島々が織りなす多島美はもちろんです。中腹には、上島町の指定文化財でもある久司山古墳があり、歴史的な文化遺産としても大変魅力に溢れています。その登山道は、ご指摘のように、倒木や落ち葉の堆積など荒廃箇所が散見されますので、これらの取り除きを順次行って参ります。手すり等の整備につきましては、登山道が私有地上にあることから、構造物の設置には所有者への確認、同意が必要となりますので、慎重に検討していきたいと思っております。

また、岩城橋の完成により全線開通となります。ゆめしま海道は、世界でも有数のサイクリングコースになりますので、この新たな資源と既存資源の掘り起こしや見直しも含め、観光振興施策を推進して参りたいと考えております。

次に、景観づくり団体への活動支援制度についてでございますが、これは上島町景観計画に定める良好な景観の形成方針に即して、町の認定を受けた団体に対し、景観づくり活動に必要な花の苗や肥料などを、原材料を支給するものでございます。現在、認定団体は9団体あり、県道沿いの花壇の管理や草刈などにご協力をいただいております。また町では、新たに景観づくりに取り組む団体グループを随時募集しておりますので、この活動を広げるためのご協力とご理解をよろしくお願いいたします。以上です。

(上村俊之町長、降壇)

○(4番・山上 耕司 議員) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、山上議員。

○(4番・山上 耕司 議員)

はい。ありがとうございます。石山は私有地っていうのは以前から承知しているところですが、いろいろと難しいと思いますが、せめて自由に。今、確かチェーンが張られてると思うんですけど、そのぐらい入山できるようにしていただければ、一歩前進になるのかなと思います。以前、町長もご存知のとおり、上島音楽祭で、葉加瀬太郎さんが来町してくれた時にですね、石山まで皆で登って、そこから上島の景色を見て、上島の唄、ていう題名ですかね。ケーブルテレビのオープニングで流れている曲を作った経緯もありますし、すばらしい場所だと思うので、1日も早いその地権者との交渉、再開していただき、入山できるようにお願いいたします。

久司山展望台ですが、登山道が私有地とかぶっているという話なんですけど、でも以前から、久司山展望台は僕らも、子供の頃から自由に入ってた、今もそうですけど、という事は、所有者の方とのお話はついている。どうぞ自由に上がってくださいよ、ていう事なんではないかと思うので、登山道も整備もスムーズに、いけるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺

の交渉も、よろしく願いいたします。

また景観づくり団体の活動支援制度を活用して活動している団体は、主に今お話では、県道沿いの花壇の管理や草刈、というお話だったと思います。ちなみにですね、どのような団体の方がどの辺りを清掃というかされているのか、勉強不足だったというか、あまりお見かけする事はないので、どんな感じでやられてるのかな。それと、各地の登山道整備にも、この活動支援制度が活用できるのかどうか。町民の皆さんの参考にもなると思いますので、ちょっと最後に教えてください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。景観づくり団体がどのような団体であるかについては、担当課の方から後でお答えさせていただきます。石山につきましては山上議員がおっしゃるように、以前は自由に出入りができておりました。ただ、いろんな危険の関係か入れない状況でありますし、昔、車が走っていた道路も、もう草木が生えて通行できないという状況にあります。もう一つ以前は地元の方が、親族の方がいろいろと手入れをしてくれていたんですが残念ながら、今いらっしゃらないので、今の状況になってるという事でございます。今、山上議員がおっしゃったように、せめて自由に出入りできないか、それについては、担当課も含めて少し協議をさせていただきたいと思います。所有者が、今町内にはいらっしゃいませんので、少し時間はかかるかと思いますが、協議をさせていただきたいと思っております。今、山上議員のお話にあったように、葉加瀬太郎さん、石山に上っていただきました。ちょうど夕日が生名、岩城に落ちる頃で、ものすごく綺麗な景色でした。博士さん1人、あそこに立って、ずっと夕日を見ておられました。そして一緒についてきてたスタッフの方々も、ため息が漏れるように、「こんな美しい景色は見たことがない。」というようにおっしゃっていました。そこで、あの唄が、あの曲が生まれたのは、今説明をいただいた通りであります。私どもが当たり前に思ってる景色が、町外の方には素晴らしい感動するような景色であるという事を認識しておりますので、何かいい方法はないか、また検討をさせていただきたいと思っております。

久司山につきましても再度調べさせていただいて、いや、当初申し上げましたように、手すりがつけれものか、つけてはいけないと言われるものか、所有者が分かりましたら、対応させていただきたいと思っております。

景観づくり団体については、担当からお答えいたします。

○(黒瀬 智貴 企画情報課課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 黒瀬企画情報課長。

○(黒瀬 智貴 企画情報課課長)

はい。景観づくり認定団体でございますが、今現在9団体で、その内訳といたしましては、弓削の久司浦地区、1団体、上弓削地区が2団体、佐島地区が3団体、あと岩城地区が3団体の9団体でございます。どの辺りの清掃しているのかという事でございますが、主な活動内容は、久司浦地区の町有地への花の植栽、草刈りなど。弓削保健センター前県道横の生垣及び周辺の管理清掃、上弓削県道沿いの花壇の管理。佐島地区、町道緑地帯の除草からの植栽。

あと岩城地区におきましては、公共施設にプランターを設置等しております。

また、この景観づくり団体の支援策が登山道整備とかに活用できないかという事でございますが、上島町景観計画の景観形成方針に、眺望の場ビューポイントの確保と眺望景観の保全とあり、また、弓削地区におきましては、弓削地区の景観形成重点方針に、久司山展望台からの眺望景観の保全が謳っておりますので、活用は可能と考えております。よろしくお願いいたします。

○(4番・山上 耕司 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、山上議員。

○(4番・山上 耕司 議員)

はい。ありがとうございます。

いろんなところでいろんな団体の方が、日々そういう清掃してくれるという事を知りまして、頭が下がります。また、登山道路整備にもこの制度が活用されるっていう事なので、安心しました。先ほど、新たに、景観づくりに取り組む団体を随時募集しているという事も言われてましたので、皆さんでこの制度を活用される事を望みます。

先ほど同僚議員もおっしゃられていましたが、上島町には他にもたくさんの埋もれかかっている観光遺産があると思います。行政や住民が手を取り合って、観光遺産整備に力を入れていけば、観光客誘致や移住者誘致への大きなアピールにもなると思いますので、どうか皆様よろしくお願いいたします。以上で私の一般質問を終わります。

(山上議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、山上議員の質問を終わります。

続いて、藤田議員の質問を許可いたします。

(藤田議員、登壇)

○(3番・藤田 徹也 議員)

議席番号3番、藤田徹也です。本日は、上水道の現況と問題点について質問をさせていただきます。

上島町過疎地域持続的発展計画の中に、上水道の現況と問題点とありますが、平成元年4月に、広島県からの分水により町内全域に上水道が給水され、平成9年に魚島、高井神地区に海水淡水化施設が完成し、地域の深刻な水不足が解消されました。

一方で、現在、上水道施設は30年以上が経過し、給水管を含めた施設の老朽化が著しく、計画的な長寿命化を実施するとともに、低廉で安定した供給体制を確立する必要があるとされ、その対策として、計画的な長寿命化を実施するとともに、より一層の効率的な運営により、現在の料金体制の維持を図るとともに、安定した供給体制の確保を図るとされていますが、具体的にどのようなビジョンをお持ちなのか。

また、特別会計から企業会計へ移行の予定であり、所有財産を明確化し、経営の透明化を図るとともに、安定した経営を実施するために、適正な使用料の検討が必要であるとされていますが、これは、魚島、高井神地区の海水淡水化施設を指し、魚島、高井神地区、或いは上島町全体の水道料金の値上げを示唆するものなのかお聞かせください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長
(上村町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

藤田議員の質問にお答えいたします。

上島町では、水道事業の安定性や持続性を示していくことを目的として、令和3年度に、これまでの上島町水道ビジョンを改定し、現状を把握するとともに、将来の事業環境を見通した、令和12年度までの長期的な事業計画を策定しています。

具体的な長寿命化計画についてですが、建築物は耐震及び劣化度診断により、耐震性及び健全性を確認していますので、大きな改修等の計画はありません。機械電気設備は、耐用年数を経過した施設について簡易診断を行い、適切なタイミングで更新を実施しております。管路施設は、現在のところ大規模な更新計画はありませんが、漏水調査を実施し、適時改修を行っています。これらの更新事業には内部留保金、利益剰余金及び積立金等で財源の確保に努めております。また、将来的な管路施設の大規模更新時には、国の長寿命化対策事業を活用し、老朽化した水路管の更新計画を進めて参ります。

次に、上島町簡易水道施設、魚島、高井神地区については、平成29年度にすべての施設が整備完了となり、現在は安定した給水体制が整備されています。平成29年2月に策定した、上島町簡易水道事業経営戦略では、料金においては経営基盤が脆弱で値上げが困難であり、改正は行わない、としているものの、公営企業会計に移行した後、経営診断を行い、必要であれば、社会情勢や上水道事業とのバランスを考慮した適正な、料金改正を検討していく予定です。もちろん地理的条件も考慮いたします。

なお、上水道事業と簡易水道事業は、基本水量や料金体制等も別々に条例化しており、当面の間、事業統合を行う予定はなく、上島町全体の水道料金の値上げを示唆するものではありませんので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。以上です。

(上村町長、降壇)

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員)

ひとまず、安心いたしました。ありがとうございます。

では、現状での上水道運営においての問題点について、私は漏水によるロス、というのが問題ではないかと思っています。令和2年度においては、12万4,272立米の漏水があり、金額にすると末端価格で約3,700万円の損失となり、早急な対策が必要であると思いますが、どのような改善計画をお持ちなのか、具体的にご説明ください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。おっしゃるように漏水というのは毎年ございます。今年度においても、様々な調査を行っております。その成果について、実は、来年度も漏水の調査費用が上がってくる予定

になっております。それにつきまして、まず、今年度の実績、要は漏水箇所も含めてですね、どのようになっているかという事を今、担当課の方に、私の方からも問い合わせしているところございまして、今、この場で答えられるようであれば、担当課からお答えさせていただきます。

○(荒井 健 公営事業課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、荒井公営事業課長

○(荒井 健 公営事業課長)

はい。議員のおっしゃいました漏水調査に関してですけれども、現在のところ発注は行っておるんですけれども、その調査というのがまだ現場の方に入れておりません。今後、年明けに入る予定でございます。その結果を見まして、老朽したところが発見されれば、その補修工事を行っていく事としております。

そして抜本的な対策なんですけれども、もうご存知のとおり、配管が全部終わりました30年が経過しております。あちらこちらで水道管の老朽化があり、破損による漏水が起こっておるところでございます。これの対策は、一応水道管については、40年を経過した時、場合でないと更新工事ができないという約束事がありますので、これが40年経過した後にですね、抜本的な更新計画を立案して順次更新していく予定としております。よろしくお願いいたします。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員)

はい。端的で分かりやすいご説明ありがとうございます。よく分かりました。

では、もう一つ、上水道に関してのロス、問題点、ていうのは未収金という問題があるのではないのでしょうか。令和2年度の時点で累計約3,670万円となっていますが、この未収金をいつまでに、どのように回収していくのか、そして、回収困難な債権は存在するのか、その説明を求めます。

○(荒井 健 公営事業課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 荒井公営事業課長

○(荒井 健 公営事業課長)

はい。おっしゃられるとおり、令和2年の決算額で3,670万円の未収金を計上しております。その未収金についてですが、今現在11月の現段階で、2,950万円の収入を得るおります。差し引き約700万円の未収金が残っている現状ではございます。これについては、毎年というか、もう、経常的にずっと継続して未収金の対応は、しているところでございます。なかなか全部、収入できるという状況ではないのですけれども、使用者が負担するという原則に基づき、継続してやって、回収には努めて参ります。以上でございます。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。最後の質問です。

○(3番・藤田 徹也 議員)

これで最後にいたしますが、町民のライフラインに直結する問題でありますので、しっか

りとした経営がなされるよう、切に願ひまして、私の質問を終わります。

(藤田議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで藤田議員の質問を終わります。

日程第6、議案第86号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第6、議案第86号「上島町町有自家用自動車条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(越智 康浩 産業建設部長)(挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

議案第86号について説明いたします。「上島町自家用自動車条例の一部を改正する条例について」議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、岩城橋架橋後の上島町有バスの運行再編に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提案するものでございます。詳細につきましては、公営事業課長より説明いたします。

○(荒井 健 公営事業課長)(挙手) はい。議長。

○(前田 省二 議長) 荒井公営事業課長。

○(荒井 健 公営事業課長)

はい。それでは、改正内容をご説明いたしますので、新旧対照表の3分の1ページをお願いいたします。

第2条第1号中第80条第1項ただし書きの規定に基づく、愛媛陸運支局長の許可を、第79条の規定に基づく国土交通大臣の行う登録に改めます。これは上位法の改正により、整合性を図るものでございます。

第3条第1号に、運行区間を区分分けし、区分内での移動を、エリア内、区分を跨ぐ移動をエリア外とすることを追記し、弓削島、佐島島内を弓削エリア、生名島島内を生名エリア、岩城島島内を岩城エリアと区分分けいたします。裏面の3分の2をお願いいたします。

第4条第1項中、運行時刻、回数の設定及び改正を、運行日、運行時刻、その他運送に関し必要な事項に改めます。

第5条として、天災等のやむを得ない事由により、運行に支障があると認めた場合は、運行の区間や回数の変更、或いは中止をすることができる、運行の制限についての規定を追加いたします。第5条を追加したため、以下の条項は一条ずつ繰り下げます。

第9条第2項として、回数乗船券の機能運賃は、町長が特別な事由があると認められたものの以外は払い戻しはしないと追記します。次のページ、3分の3をお願いします。

第12条第1項中、回数乗船券とし、その発行は本庁及び各支所にて行うを、回数乗船券とするに改め、第2項として、前項の乗船券は町長が別に定める。前項の乗船券販売場所は、町長が別に定めると追加します。別表第9条関係を、運賃改正に伴い、エリア内エリア外と

整理し、それぞれの片道運賃 11 枚綴り及び 30 枚綴り、回数券の運賃を表示するように改めます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。ございませんか。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。全協で規則を配っていただきたいという話をしたらすぐ配っていただいてありがとうございます。それで、規則の方ですね、質問も出てたんですけども、回数券の販売場所なんですけど、役所とそれから弓削香立石行とバス車内っていうふうに規則の方で謳われているんですね。で、ちょっと気になるのは、離発着が岩城の場合は岩城港っていうふうに確か交通体系の中ではなっていると思うんですよ。確かにね庁舎が岩城港目の前なので、庁舎で買いなさいという事なのかなと思うんですが、バスの運行時間を考えると、やはり庁舎だけというふうになると買いに行けない場合、バス車内でも販売するんでしょうけれども、学生なんかの場合には、30 枚が欲しいとなったら、朝買いに行けないよねと。じゃあ帰ってからってなると、今度帰った時に早く帰ればいいですけども、庁舎が開いてない時間帯に帰ると買えないという状況があるので、できたら、ここに岩城港を追加できないかなと思うんですが、そういうお考えはないでしょうか。

○(荒井 健 公営事業課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 荒井公営事業課長。

○(荒井 健 公営事業課長)

はい。議員おっしゃられるとおり、岩城港も販売場所として検討はいたしました。ほんで役場と隣接しているという事。そして、岩城港もですね、確かに朝早くは開いているんですけども常時居られないといえますか。ずっと居るわけではありませんので、このところ、この点で販売するのを、是否も考えた結果、岩城港については、現状で岩城支所という事にさせていただきました。これからですね運用していく間に、もし未販売のご希望があるようでしたら、また岩城港の方も検討させていただきたいと思っております。以上です。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。今、いろいろね想定してるんですけども、やはり使う方は例えばですね、芸予で岩城にも入ってくると。そこから、そのまんま芸予に乗って島周りで土生港っていう話もあるかなと思うんですけども、お勤めの方だったら、もしかすると、その岩城港で降りて、そこからバスで移動したいというふうなご要望もあるかもしれないですし、そういう事を考えるとですね確かにずっと物産センターの建物のところに人が物産センターも 5 時過ぎには閉まりますし、というふうに思うんですけども、せめて、船の離発着がある時には買え

るような状況があった方が好ましいんじゃないかなと思うんですけど、やはり難しいですかね。ご希望がってなると、多分ご希望はなかなか、皆さん口にされないと思うんですよ。もうしょうがないよねっていう感じになるのでね。なので、できたら最初はやってみて、利用が少ないようだったら逆に言うと閉じるという考え方もあっていいんじゃないかなと思うんですが、難しいですか。

○(荒井 健 公営事業課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 荒井公営事業課長。

○(荒井 健 公営事業課長)

はい。そこも悩みところではございますが現状の販売している箇所というところで現状はさしていただいております。お願いします。

○(前田 省二 議長)他に質疑はありませんか。

○(5番・宮地 利雄 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。宮地議員。

○(5番・宮地 利雄 議員)

はい。私はバスの利用する事は少ないんですけど、バスの回数券をバスの中で売ってもらくと、非常に便利だと思うんですけど、ただもう全部、解決するように思うんですけど、確約どんなんでしょうか。ちょっと質問します。（「売るんです」の声あり）売っとんですか。

○(荒井 健 公営事業課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 荒井公営事業課長。

○(荒井 健 公営事業課長)

はい。バスの中ではですね11枚綴りを取り扱っております。30枚綴りをバスの中で取り扱わないといたしましたのは、金額が大きくなりますので、それに対応するつり銭をバス運転手が持参しないといけないという事もありますので、11枚綴りのみバスの中で販売させていただくという取り扱いにしております。よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

他に質疑ありませんか。（「はい」の声あり）質疑はないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第86号「上島町自家用自動車条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。よって、議案第86号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第87号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第7、議案第87号、「上島町学校給食センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい。恐れ入りますが説明の前に議案の差し替えをお願いいたします。本日お配りしております、差し替えをお願いいたします。これは弓削高等学校の正式名称である。愛媛県立弓削高等学校とすること、また、条文中に出てくる上島町立の字句に対応させる意味でも、弓削高等学校の前に愛媛県立という字句を加えるものでございます。よろしくお願いいたします。

○(高橋 典子 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 高橋教育長。

○(高橋 典子 教育長)

それでは、議案第87号、上島町学校給食センター条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由といたしまして、愛媛県立弓削高等学校への給食の提供を実施することに伴い、関係規定を整備する必要があるため、この案を提出するものです。

改正内容につきましては、教育課長から説明いたします。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい。改正内容について説明いたしますので議案に添付しております。参考資料、新旧対照表の1分の1ページをお願いいたします。設置に関する第2条中、上島町立小学校及び中学校の学校給食の後に、並びに、愛媛県立弓削高等学校の給食を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行いたします。

以上簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。ございませんか。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

前回の時にも随分説明を受けたんですけども、ちょっと聞き忘れていたところがあるので、お願いしたいんですが、この弓削高校へ学校給食を提供するにあたって、どこの給食センターで作るのでしょうか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい。弓削の給食センターで作ります。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

弓削の給食センターが、確か平成8年の運営開始でしたかね。かなり古いと思うんですよ。それで、確か学校給食の運営委員だった時も、改修をね、いろいろしなくちゃいけないんだというようなお話がありまして、それは岩城の方の新しい給食センターの方も同様に、古い施設から引き継いだ、加工する機械とかもあるので、なかなか更新にも費用がかかってというようなお話があったかと思うんです。実際、給食センターの調理員の募集にも、なかなか応募が無いような状況も近年は見られておりまして、給食提供するにしても、設備とか人員の体制についてどのようにお考えなのか、お示しいただければと思うんですが。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい。確かに弓削学校給食センターは平成8年9月から運用しております。まあ老朽化もあるんですが、今のところ、これから先、大きな改修もございませんで、小さい修繕を重ねながらやっております。

また、調理員に関しましては、今のところ弓削の方につきましては定員7名のところを6名。年度途中にちょっと1名退職されております。人数1人欠けておるんですが、配送の人が1人おりますので、配送の方が調理に回ったり、片付けを手伝っていただいたりしながら工夫しながらやっております。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。工夫してね、いろいろやっていただいているのはいいんですけども、その手当の部分はどうにお考えになっているのか、ご説明願えますか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい。手当と申しますと、時間外の方ですかね。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

人員の補充、ごめんなさい。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい。人員の補充につきましては、随時、今も募集しております。ただ、今も退職者補充という事で募集はしております。

○(前田 省二 議長)

他に質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑はないようですからこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

(大西議員、登壇)

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。議席番号9番、大西幸江です。

私は、議案第87号「上島町学校給食センター条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正は、愛媛県立弓削高等学校への学校給食提供に関する条例改正ですが、そもそも県の管轄である県立高等学校に上島町が学校給食を提供する理由に納得がいきません。先の全員協議会での説明は、学校魅力化プロジェクトの一環であるとの事でした。学校魅力化プロジェクトには、学校へのクーラーの設置に始まり、入学祝い金や部活、交通費の補助、公営塾の設置、本年度からは全国募集した下宿生にも、毎月1万円の補助を行うなど、かなり手厚い支援体制をとっていると感じております。

それ以外にも、来年度からは、岩城からの通学生のための直行バスも計画されており、これだけの支援体制がありながら、県から地域の支援が少ないと思われるから、給食提供するという理由には納得がいきません。

また、地域の支援という意味においては、下宿をしていただいている方もいらっしゃいますし、アパート等建設していただいた方もいます。

また、島親という事で、行政の募集に応じて活動していただいている実績もお伺いしております。それなのに、給食を提供しなければ、学校が無くなるような発言をされる事自体、納得がいきません。本来、学校の魅力とは何でしょうか。学校給食が魅力の一つにならないとは言いませんが、給食を提供しても、入学生数の減少に歯止めがかからない学校もあります。実際、弓削高等学校のアンケートで給食を熱望しているのは、まずは職員、次は保護者、生徒は半分にも満たない数値です。学校を選ぶのは子供たちです。子供たちが行きたくなるような学校にすることが最も重要で、それこそが学校の魅力化だと思います。誰のための学校で、誰のための魅力化なのか、もっとよく考える事が必要です。ここで一つアイディアを、紹介します。地域が学校をしているというのであれば、ふるさと納税等で学校を残すため、魅力化するための資金集めはいかがでしょうか。伝統校である愛媛県立弓削高等学校を残したいと、地域のみならず卒業生等々が団結していただければ、これぞ地域の支援であり、全協で町長が希望をお話された寮や学食の新設ができるやもしれません。目先の小さなことでお茶を濁すのではなく、もう少し時間をかけて話し合い、将来展望を描いた上での投資をする事を進言させていただいて、反対討論とさせていただきます

(大西議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

ほかに討論はありませんか。(沈黙) 討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第87号、「上島町学校給食センター条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：徳永議員、林 敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、林 康彦議員、
池本 光章議員、藏谷議員、亀井議員。

反対者：大西議員、濱田議員、池本 興治議員。

はい。賛成多数です。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第88号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第8、議案第88号、「上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(大本 一明 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 大本健康福祉部長

○(大本 一明 健康福祉部長)

はい。それでは議案第88号「上島町健康保険条例、上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要があるため、この案を提出するものです。

詳しい内容につきましては、住民課長から説明いたします。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長)

改正内容については、産科医療補償制度が見直される事を踏まえ、出産育児1時金等の支給額の内訳を見直した事により、改正を行うものです。

それでは、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

第6条中、出産育児一時金の支給額を、408,000円に、規則による加算額を12,000円に改正するものです。これは、産科医療補償制度の掛け金が見直されたための改正であり、支給総額は420,000円を維持しています。

なお、この条例は令和4年1月1日から施行いたします。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(複数の「ありません」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。(複数の「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第88号、「上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第89号

○(前田 省二 議長)

続いて日程第9、議案第89号、「上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(大本 一明 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 大本健康福祉部長

○(大本 一明 健康福祉部長)

はい。議案第89号、「上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由につきましては、規制、居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要性が生じたので、この案を提出するものです。

なお、詳しい内容につきましては、健康推進課長から説明いたします。

○(池本 雅則 健康推進課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 池本健康推進課長。

○(池本 雅則 健康推進課長)

はい。それでは、説明資料の概要版3分の1ページをお願いします。今回の改正は、5つの条例改正であり、一つ目の本則第1条の「上島町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例の改正」についてですが、地域密着型サービスを行う指定地域密着型サービス事業者に対して、感染症対策の強化、。業務継続に向けた取り組みの強化。ハウスハラスメント対策の強化等への取り組みを義務づけ、または努めるようにするための改正内容となっており、その他、オペレーターの配置基準等の緩和、サービスつき高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保、管理者の配置基準の緩和等を図るための改正の内容となっています。

3分の2ページをお願いします。二つ目の本則第2条の「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の改正についてですが、地域密着型介護予防サービスを行う地域密着型介護予防サービス事業者に対して、地域密着型サービスを行う指定地域密着型サービス事業者と同様に、感染症対策の強化等への取り組みを義務づけ、または努めるようにするための改正を行うとともに、管理者の配置基準の緩和、地域と連携した災害への対応の強化、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ等を図るための改正の内容となっております。

三つ目の法則第3条の「上島町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正」についてですが、指定介護予防支援事業を行う。指定介護予防支援事業者に対し、地域密着型サービスを行う指定地域密着型

サービス事業者と同様に、感染症対策への強化等への取り組みを義務づけ、または努めるようにするための改正の内容となっています。

3分の2ページから3分の3ページをお願いします。四つめの本則第4条の「上島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」の改正についてですが、指定居宅介護支援事業及び基準該当居宅介護支援事業を行う指定居宅介護支援等の事業者に対し、地域密着型サービスを行う指定地域密着型サービス事業者と同様に、感染症対策の強化等への取り組みを義務づけまたは努めるようにするための改正を行うとともに、質の高いケアマネジメントの推進、生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応等を図るための改正の内容となっています。

五つ目の本則第5条の「上島町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例」の改正についてですが、指定の申請者の要件をそれぞれの条例で定めていますが、申請者の要件の定め方がそれぞれ条例で大きく異なっていましたので、これらを統一するよう整備するとともに、一つの条例の中で定める改正の内容となっています。それ以外の箇所につきましては、上位法改正に伴う文言等の修正になります。附則としまして、この条例は公布の日から施行します。

なお、新旧対照表につきましては、後程参考にさせていただけたらと思います。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(複数の「ありません」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。(複数の「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第89号、「上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備並びに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

ここで、10分間、2時10分まで、休憩いたします。

(休 憩 : 午後 1時00分 ～ 午後 2時00分)

日程第10、議案第90号

○(前田 省二 議長)

再会いたします。

続いて、日程第10、議案第90号、「令和3年度上島町一般会計補正予算(第5号)から、日程第15、議案第95号、「令和3年度上島町魚島船舶事業会計補正予算(第1号)」までの補正予算案6件につきましては、これを一括議題といたしたいと思いますが、ご異議

ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、議案第90号、「令和3年度上島町一般会計補正予算（第5号）」から議案第95号、「令和3年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号）」までの補正予算案6件を一括議題といたします。

それでは、議案第90号から議案第95号までの補正予算6件について、順次説明を求めます。

○（杉田 和房 総務部長）（挙手）議長。

○（前田 省二 議長） 杉田総務部長。

○（杉田 和房 総務部長）

はい。議案第90号、「令和3年度上島町一般会計補正予算（第5号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ67億9,100万円といたします。

第2項の歳入歳出予算補正については、お手元の予算説明資料、令和3年度12月補正予算の概要に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計が6900万円、特別会計は2,390万円で、その内訳は、国民健康保険事業会計1,040万円、農業集落排水事業会計500万円、介護保険事業会計100万円、介護サービス事業会計20万円及び魚島船舶事業会計730万円となっております。企業会計である上水道事業会計の補正はありません。

次に一般会計の補正予算編成は、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入、町債を全財源として、新規事業の計上及び既定の事務事業の見直しを行いました。

財源といたしまして、まず、国庫支出金3,174万7,000円。これは、子育て世帯への臨時特別給付金等です。県支出金1,162万6,000円。これは、がけ崩れ防災対策事業補助金等です。繰入金1,800万円。これは財政調整基金繰入金です。繰越金マイナス22万5,000円。これは前年度繰越金です。諸収入165万2,000円。これは市町振興協会助成金です。町債620万円。これはがけ崩れ防災対策事業債です。以上、6,900万円で補正予算を編成いたしました。

次に補正理由と要旨ですが、まず1番目として、債務負担行為の補正ですが、予算書の4ページ第2表債務負担行為補正をお願いいたします。

来年度から、町有バスの支線運行を業務委託業務委託することから、債務負担行為として定めるものです。

2番目として、地方債の補正ですが、予算書の5ページ、第3表地方債補正をお願いいたします。

西部地区がけ崩れ防災対策工事の実施に伴い、がけ崩れ防災対策事業債の増額をいたしました。

以上により、限度額の総額を、補正前6億9,300万円から6億9,900万円

に変更するものです。

3 番目として、次の事務事業等を新たに計上いたしました。

(1) の岩城橋開通式事業は令和 4 年 3 月に予定されております岩城橋開通式典やイベント開催に伴うもので、金額は 7 8 8 万円です。

(2) の子育て世帯の臨時特例給付金事業は、子育て世帯の生活を支援するために、対象となるお子様 1 人につき 5 万円を給付するもので、金額は 2, 9 3 0 万 7, 0 0 0 円です。

(3) の西部地区がけ崩れ防災対策工事は、補助金の追加交付によるもので、金額は 1, 6 2 0 万円です。

4 番目として、主な変更事業につきまして説明いたします。

(1) の国民健康保険事業会計繰出金は、前年度繰越金の増等に伴うもので、金額はマイナス 6 9 0 万円です。

(2) の農業集落排水事業会計繰出金は、歳出総額の増に伴うもので、金額は 5 0 0 万円です。

5 番目として、その他計上等諸経費の変更を要するになりました。

以上で議案第 9 0 号、「令和 3 年度上島町一般会計補正予算（第 5 号）」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(大本 一明 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 大本健康福祉部長。

○(大本 一明 健康福祉部長)

はい。それでは議案第 9 1 号、「令和 3 年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）」の説明をします。

予算書の 1 ページをお願いします。予算の総額は、第 1 条にございますように、歳入歳出それぞれ 1, 0 4 0 万円を追加し、1 0 億 1, 2 4 0 万円とします。予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので 7 ページをお願いします。

歳入になります。4 款 1 項 1 目の普通交付金 8 7 9 万 9, 0 0 0 円の増額は、令和 2 年度の実績に伴う増額となります。6 款の一般会計繰入金の 6 9 0 万円の減額は、7 款の前年度繰越金 8 5 0 万 1, 0 0 0 円の増額に伴うものです。

続いて歳出になります。9 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目の医療分納付金、1 2 0 万 4, 0 0 0 円の減額。そして次の 1 0 ページをお願いします。後期高齢者支援金等分の納付金 5 万 5, 0 0 0 円の減額。そして 1 1 ページ、介護分納付金、1 0 5 万 5, 0 0 0 円の増額は、額の確定によるものになります。

1 2 ページをお願いします。1 2 ページにあります、はり・きゅう施術助成金、1 8 万 6, 0 0 0 円の増額は、利用者の増によるものです。

1 3 ページの国庫支出金返還金、1, 0 4 2 万 4, 0 0 0 円の増額は、令和 2 年度の実績による国民健康保険普通交付金の返還金になります。

1 4 ページをお願いします。予備費の 6, 0 0 0 円の減額は、端数調整によるものです。

以上、簡単ではございますが、議案第 9 1 号、「令和 3 年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）」の説明を終わります。よろしくお願いします。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

続きまして、議案第 9 2 号、「上島町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）」について説明いたします。

1 ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は第 1 条にございますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 0 0 万円追加し、歳入歳出予算の総額を 6, 2 0 0 万円といたします。補正予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 5 0 0 万円の増額補正するものでございます。

次に、歳出ですが、8 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目、工事請負費につきましては、佐島地区処理場において、透水排出装置のシリンダ部分に不具合が生じたため、取り替え工事を実施するものです。

以上で議案第 9 2 号、「上島町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）」についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(大本 一明 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 大本健康福祉部長。

○(大本 一明 健康福祉部長)

議案第 9 3 号、「令和 3 年度上島町介護保険事業会計補正予算（第 3 号）」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いします。予算の総額は、第 1 条にございますように、歳入歳出それぞれ 1 0 0 万円を追加し、9 億 7 4 0 万円とします。予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので、7 ページをお願いします。歳入になります。3 款 2 項国庫補助金、地域支援事業交付金過年度分 6 0 万 7, 0 0 0 円と、1 万 3, 0 0 0 円の増及び 4 款の支払基金交付金過年度分、4 1 万 3, 0 0 0 円の増額については、令和 2 年度分の精算に伴う増となります。7 款 1 項 4 目のその他一般会計繰入金については、昇給等に伴う給与繰入金、9 7 万 9, 0 0 0 円の増及び地域支援事業交付金過年度分の増により、事務費繰入金 6 7 万 9, 0 0 0 円を、それにより事務費繰入金を 6 7 万 9, 0 0 0 円減額するものです。

続いて歳出になります。8 ページから 9 ページをお願いします。昇給等に伴う人件費について、増額補正をしております。1 0 ページの予備費の 2 万 1, 0 0 0 円の増額は、端数調整によるものです。

以上、簡単ではございますが、議案第 9 3 号、「令和 3 年度上島町介護保険事業会計補正予算（第 3 号）」の説明を終わります。よろしくお願いします。

続いて、議案第 9 4 号、「令和 3 年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第 1 号）」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いします。予算の総額は、第 1 条にございますように、歳入歳出

それぞれ20万円を追加し、5,120万円とします。予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので7ページをお願いします。歳入になります。1款2項1目の介護予防サービス計画費収入20万円の増は、当初見込みより増額が見込まれるために計上するものです。

続いて8ページをお願いします。歳出になります。2款3項2目の介護予防支援事業費の20万2,000円の増は、人件費の増額になります。9ページの予備費の3,000円の減額は端数調整によるものになります。

以上、簡単ではございますが、議案第94号、「令和3年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。よろしくお願いします。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

はい。それでは、議案第95号、「令和3年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号）」について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正は第1条にございますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ730万円追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,380万円といたします。補正予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので7ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、3款1項1目、県支出金の離島航路補助金につきましては、本年度の交付決定通知がありましたので、550万円増額補正するものです。続いて、6款1項1目雑入につきましては、ドック時において確認されたスクリューの破損等に対する船体保険料の180万円増額補正するものでございます。

次に、歳出ですが8ページをお願いいたします。1款2項2目、需用費については、燃料単価の上昇により、燃料費に不足が生じるため、701万8,000円増額しております。なお、9ページの3款の予備費につきましては、歳入歳出総額の調整を図るため、増額補正しております。

以上で議案第95号、「上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号）」についての説明を終わります。よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

説明が終わりました。12月補正予算につきましては、議会運営委員会において、予算決算委員会への付託は行わず、本会議において審議を行うことに決定しておりますので、議案第90号、「令和3年度上島町一般会計補正予算（第5号）」から順次審議いたします。

それでは、議案第90号、「令和3年度上島町一般会計補正予算（第5号）」について、質疑はありませんか。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。それでは13ページをお願いします。先ほど説明もあつたんですけれども、子育て世

帯への臨時特別給付金ということで、連日ね、ニュースなんかでも流れてると思うんです。10万円になるのか。半分クーポンになるのかっていう事で、いろいろな自治体が意見が分かれてるところなんですけど、上島町の方針としてはどのようにお考えなのか、ご説明願いたいんですが。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長)

はい。子育て世帯への臨時特別給付金についてはですね、現在国の方向性をですね、注視しているところでございます。今後ですね、現金での給付も選択肢に入れてですね、国の制度が決まり次第、現金給付もですね選択肢に入れて、給付方法を決定していきたいと思っています。以上です。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。昨日のニュースなんかを見てるとですね、逆に自治体の実情に合った給付をしていたらという様な、答弁を大臣かなんかはされてたと思うんですよ。で、実際、ニュースの議会答弁でも国会議員のですね、議会答弁でもされてたようなんですけども、クーポンをもらっても、使うところが乏しいとか、タイミングがなかなか合わないとか、事務経費が非常にかかるのかというので、現金がいいんじゃないか、もしくは現金で先にやったとしても、自治体の判断でね、やったとしても、大きく国の方針と逸脱していなければ、ちゃんと手当しますよなんていう答弁されてたようなんですけども、その辺のなんていうんですかね注視してみると多分年内は無理かなと思うし、現金一本の方がニュースの感じだと、やっぱりいろんな経費が諸経費がいらぬのかなというふうに感じたんですけども、その辺はまだ協議は全くされてない状況でしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。大西議員のおっしゃる様に昨日、オーバーに言うと昨日の午前中と昨日の午後とで、何か方向性が違うような気もいたしておりまして、実は私も昨日、家に帰ってからでも財政担当に電話したり、今朝も相談しました。そこで、今担当課が報告あったように、国の方向性をしっかりと見ようという事ではございます。そこで、ペナルティは無いとは聞いておりますが、本当に無いのかどうかさえも分からない状況です。しかし前から私どもが言っていたのは、現金給付の方が適切ではないのかという話を担当課とはしております。再度同じ事を申し上げますが、だからといって上島町が独断でやると、やり方違うよと指摘される。なかには下手をすると、国から交付金が来ないという可能性もありますので、今慎重に取り扱っていたところです。今となっては、おそらく現金給付しても、しっかりと国は面倒見てくれるであろうと認識しておりますが、これについては、もう少し様子を見させていただけたらと思っております。今の経過としては、5万円給付については、各対象家庭に案内が行

ってと思っています。ですから、もう一度案内を出さないといけないと思っております。可能であれば、国もしっかりと体制を整えていただけるのであれば、担当課は大変だと思いますが年内に対応できたら、一番いいんじゃないかなと思っております。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。認識はね、結構皆さん共通かなと思うので、是非、できれば現金でしていただければと。というのがやはりクーポン使いにくい感じするんですよね。どうしても。教育クーポンという事でどこで使えるのかなっていうのもすごい疑問ですし、配布する時期もなんか3月末か4月、要は入学とかね、進学準備に使えるような話も出てましたけども、何かそれはなかなか個人差もあって難しいんじゃないかなと思いますので、ぜひ現金でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長) ほかに質疑ございませんか。はい。濱田議員。

○(11番・濱田 高義 議員)

はい。11ページのせとうち交流館のプロジェクターの話、全協でもお聞きしましたがもう一度確認したいんですけども、プロジェクターの本体をですね、どこに置くのかと、今部屋がありましてガラス張りの、あそこに置いて、あそこから照射するのか、スクリーンの上の天井に設置してですね、アーム型で降ろしてやるのか、部屋に入るのか、天井に付くのかという、設置場所の事なんですけど、それはどういうふうに今の段階でなってますかね。

○(山本 勝幸 産業振興課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 山本産業振興課長。

○(山本 勝幸 産業振興課長)

はい。今のプロジェクターを購入して設置する予定としては、現在のプロジェクターがあるブースの中、調整室の中に予定しております。天井の吊りプロジェクターも検討はしましたが、一応プロジェクター本体は安くなる可能性はあるんですが、工事費が上がると。それからメンテ等に関しても、足場を、その都度持ち込んで設置しないといけないという事で、ランニングコストもかかるであろうという結論から、今現在の同じ場所に設置する予定としております。

○(11番・濱田 高義 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。濱田議員。

○(11番・濱田 高義 議員)

はい。設置場所は分かりました。私が心配するのはですね、プロジェクター操作しますよね。結構今のブースに入れますとスクリーンまで非常に距離があるんですよね。その辺の技術的な問題、或いは映像の問題等々についてはですね、どうなんでしょうかね。今ざっくりの話なんですけども、大体学校大学とかのスクリーンはですね、もうほとんどスクリーンの上についてアーム方におろしてパッとやってるという状況で、もうブースにおいて遠くに操作するという状況は少ないんじゃないかなと思うんですけどその辺のご認識はいかがでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい。議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

細かい事については担当からお答えします。この予算を提出するにあたっては、このプロジェクターは高いなという話ですね。そこで細かく聞いたんですがやはり、性能がいい機械であるという事。それと今、濱田議員がご指摘あったように、距離が離れていても十分対応できるという事、元々がそういう設計だとは思いますが。それともう一つは今までより性能が上がるとは聞いております。細かい事については担当からお答えいたします。

○(山本 勝幸 産業振興課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 山本産業振興課長。

○(山本 勝幸 産業振興課長)

はい。せとうち交流館のスクリーンが200型という事になっておりまして、ブースからスクリーンまで約20メートルありますので、そこを基準に、今のプロジェクターを一応選定はしております。光量の方も十分あるような型を選定して、今、予算の計上をしているという事になります。で、現在のプロジェクターとですね、次予定してるプロジェクターについては、ランプのところは、ランプ光源型ではなくて、今度はレーザー光源型という事で、投射する時にタイムラグが無いようなものになります。それから操作卓、操作するところなんですけども、こちらの機器も、もうすでに17年経過しておりますので、こちらを交換をしましてデジタル化を図るということで最近のパソコンでももうそのまま線でつなげるとような状態で、画質、音質、すべてデジタルとして、表現できるものという事性能はアップしたものだということになっております。

○(11番・濱田 高義 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。濱田議員。

○(11番・濱田 高義 議員)

はい。よくわかりました。もう1点ですね、実は運用面で話しますとですね、これまでも何回か経験もあるんですけども、ブースに入ってですね操作をする。せとうち交流館にいらっしゃる職員の方に、操作方法をお聞きするんですけども、なかなかそれがね、分からないといえますかね。だから、取り扱い者が常時ね、いる方がですね、利用者側非常にしやすいんですけども、ブース型に入ってますとね、非常に聞いても分からないというか、そういう状況が度々あったんですよ、これプロジェクターじゃなくても、音響ですか音響の調整とかですね、その辺についてもですね、詳しい人がいないと言ってですね、非常に苦労したという経験はありますので、是非ですね、機械を設置した場でですね、場合はその職員が取り扱いできるように、その辺は指導をお願いしたいこう思いますけどいかがでしょうか。

○(山本 勝幸 産業振興課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 山本産業振興課長。

○(山本 勝幸 産業振興課長)

はい。プロジェクターと通常の会議等で使用する音響の操作につきましては、ブースの中での操作は、特に必要はない状況でございます。舞台横に出ている操作卓の方で、すべて操作が可能なような状態になりますので、新たに設置した時にはマニュアル等を、操作手順等

を作って、そこに置いておくとか、或いは交流館、ごめんなさい、産業振興課の職員がお手伝いをするとか、そういった方法でそんな難しい操作ではないという事ですので、そういった方向性で対応していきたいと思っております。

○(前田 省二 議長)ほかにございませんか。はい大西委員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。そしたら14ページをお願いします。この委託業務で、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業っていうのがあるんですけどもこれはどのような事をするんでしょうか。

○(池本 雅則 健康推進課長)(挙手)議長。

○(前田 省二 議長)池本健康推進課長。

○(池本 雅則 健康推進課長)

はい。健康診査等の実施機関から提出された健診結果を標準的に磁気記録の方へ取り込むシステム改修の事業になります。

○(9番・大西 幸江 議員)(挙手)はい。

○(前田 省二 議長)はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。要はデータとして取り込むっていう事ですよ。この取り込んだものを、標準化整備事業っていうのは、ただ取り込むだけの事業なんですか、これは。

○(池本 雅則 健康推進課長)(挙手)議長。

○(前田 省二 議長)池本健康推進課長。

○(池本 雅則 健康推進課長)

はい。この事業につきましては厚生労働省、国の方から、健診結果の利活用に向けた標準、要は情報を取り込むシステムに変えてください、実施してくださいという通知がありましたので、こういう書き方になっております。要はシステムの改修で情報取り込んでいくという形でございます。

○(9番・大西 幸江 議員)(挙手)はい。

○(前田 省二 議長)はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。取り込んだら当然何かに使うんですよ。そこの辺はどういうふうにするのか、説明してもらってもいいですか。

○(池本 雅則 健康推進課長)(挙手)議長。

○(前田 省二 議長)池本健康推進課長。

○(池本 雅則 健康推進課長)

はい。成人者のがん検診で例えますと、副本の登録とか、健診データを取り込んでそれも健康カルテとかに使用していくシステムでございます。

○(9番・大西 幸江 議員)(挙手)はい。

○(前田 省二 議長)はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

電子データにして多分健康管理するための何かを作るために使うのかなというちょっと想像するんですけども、これ個人情報になりますよね。その辺の取り扱いについての取り決めとか方向性っていうのは、お決めになってやられるんでしょうか。国から当然通達が来てると思うんですけども、いかがですか。

○(池本 雅則 健康推進課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 池本健康推進課長。

○(池本 雅則 健康推進課長)

はい。それに関しましては、国の方からの要綱ができ上がっておりましてそれに基づいて、要綱通りに管理をしていく方針となつてございます。

以上です。よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)ほかにございませんか。はい大西委員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。そうしましたら、17ページの、役務費の広告料についてなんですが、どのような広告をされるのかご説明をお願いします。

○(山本 勝幸 産業振興課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 山本産業振興課長。

○(山本 勝幸 産業振興課長)

はい。こちらの広告料でございますが、岩城橋開通に向けた観光宣伝情報発信という事で、岩城橋の完成により全線開通する、ゆめしま海道を中心に上島町の魅力をPRし、町に訪れる人の増加を目的としまして、BSフジで、レギュラー放送中の「わがまま気まま旅気分」という旅番組におきまして、ゆめしま海道を特集した番組を制作、放映するものでございます。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長)はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。上島町が、これまあ、お金を出して、番組を作ってもらおうという認識でよろしいんですかね。

○(山本 勝幸 産業振興課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 山本産業振興課長。

○(山本 勝幸 産業振興課長)

はい。テレビ愛媛の方から、一応提案もございまして番組を作って上島町の魅力を全国に発信するという事で、上島町としても町の魅力を全国に発信していきたいというところで考え方が合致しましたので、この企画に、広告料として計上したいという事でございます。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長)はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

今、BSの方で放送するという事で、ご紹介いただいたんですけども、これ、せっかく作るんだったら、ケーブルテレビでも見たいんですけど、やはりですね、せっかくお金出し

て作ってもらうじゃないですか。BSに入ってる人、入ってない人いますよね。そうすると、せっかくいい番組を町がねお金を出して作っても、それを見られない人っていうのがやっばできるわけじゃないですか。たくさんね、見ていただいて、町の人にもやっぱりロコミでどんどん親戚とか友達とかに、見てみてとか、遊びに来てって言っていただきたいので、是非ケーブルテレビなんかでも流せるような話にしていだきたいなと思うんですけどもそれも1回とかじゃなくて、何回かね。その再放送っていう形で、やっば見逃す方もいらっしゃるので、お願いできたらと思うんですが、それはいかがでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。おっしゃるとおりケーブルテレビで流せたらいいなとは思っておりますが、これはちょっと確認をしてみます。放映権の関係がございますので。というのが、ご案内のように150万円でBSの番組ができるわけではございません。他のスポンサー或いはテレビ局のお金を投入するとか、総額ではもっと大きな額でございまして、上島町の負担分が150万、私も最初はもっと大きな額を言って、提案があったんですが、提案があったというより私も岩城橋がかかることで、今、一気に日本中に宣伝するチャンスというか、今でなければいけないという事で、この提案をさせていただいているところでございますが、先ほど申し上げましたように、本当はもっと大きな額を負担してくれという事でありましたが、担当課等々の粘りによって、150万に落ち着いてるという、私の判断では相当有効なコマーシャル、宣伝広告媒体であると思っております。という事で、全予算を上島町が負担しているのであれば、今ここでケーブルテレビでやりますと断言できるんですが、ちょっと放映権の関係もございますので、今、担当課が答えるんなら答えてくださいちょっと今の、私の知識では、即答できないような状況でございます。

○(山本 勝幸 産業振興課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 山本産業振興課長。

○(山本 勝幸 産業振興課長)

はい。その放映権の件なんですけども昨日ちょっとぎりぎりで回答いただいたのでまだ町長にも報告できてなかったんですが、えっとですね、やはりケーブルテレビがテレビ局扱いという事になってですね、その二次使用に当たるという事で、ケーブルテレビでの放送はできない、という回答をいただいております。ただし、例えばせとうち交流館であるとか、弓削海の駅舎であるとか、こういったの観光施設等で、観光の映像として流すのは問題ないという回答を経ております。もう1点、BSで全国放送の予定でございますが、一応地上波でもですねテレビ愛媛を初めとして、中四国のフジテレビ系列の各局でも、放送が予定されるという事で地上波でも中四国では放送される予定になっております。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。宣伝にね、力を入れている予算が、今回前夜祭イベントの花火とかもあるので、ち

よっとケーブルテレビで流せないのは残念なんですけども、何かイベントとかですね、あとつばめちゃんの中とかね、なんかで流していただいて、できるだけ活用をね、せっかくお金払って作るんですから、小額にしても、活用をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)他に質疑はありませんか。

○(9番・大西 幸江 議員)(挙手) はい。

○(前田 省二 議長)はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。そうしましたら19ページの、サウンド波間田の管理棟の屋根補修工事なんですけれども、どういう状態で直すのか、ご説明いただけますか。

○(山本 九十九 建設課長)(挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 山本建設課長。

○(山本 九十九 建設課長)

はい。サウンド波間田の管理棟において、今年度、台風等の強風及び経年劣化により屋根材が飛散し、雨漏りが発生しております。雨漏り箇所が管理棟の研修室で、研修室となっており、貸し出しについて支障をきたしている事。また、利用者が減少する冬期渇水時期に補修する事が望ましいと考え、今回補正予算を計上しております。

補修工法につきましては、既存の屋根材の上にカバーをする形で、軽量金属屋根を設置する事により、廃棄物にかかる費用を抑え、また工期を短縮できる工法を考えております。

施工規模は、管理棟部分の約110平方メートルを計画しております。以上です。

○(前田 省二 議長)他に質疑はありませんか。

○(9番・大西 幸江 議員)(挙手) はい。

○(前田 省二 議長)はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。そうしましたら20ページの、需用費と備品購入費なんですけど、これは弓削高校の給食の分ですかね。間違いないですか。

○(梨木 善彦 教育課長)(挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい。弓削高校への給食の提供に伴う初期費用の費用でございます。

○(9番 大西 幸江 議員)(挙手) はい。

○(前田 省二 議長)はい。大西議員。

○(9番 大西 幸江 議員)

はい。先ほどもうちょっと備品とか、補修の件申し上げましたけれども、平成8年の9月でしたかね、運用開始が、決して新しい建物じゃないんですね。ちょこちょこ補修をしたり機械もメンテナンスを入れたり、だましだまし使っているというような状況もあるというふうに、以前の学校給食の運営委員会でお話もありました。なので、まず本当にちゃんとやるんだったらこれで全然大丈夫なんですとかねという心配あるんですけれども、そこは、今のと

ころ問題ないという認識で進められるという事でしょうか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい。今のところ、運用に関して問題ないというところでございます。

○(前田 省二 議長)他に質疑はありませんか。はい。寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

はい。ちょっと11ページの岩城橋開通に関連して、ちょっと伺いたいんですけど、いろいろとイベント等の計画に練られている状況だと察するわけではありますが、ここで町民に対する、いわゆる開通記念の商品券とか、町民向けの記念品とか、そういったものの計画は無いのか。コロナの創生予算を含めた町内のお買物券とか飲食券とか、記念事業としての、そういう捉え方はできないのか。その点についての答弁をお願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。寺下議員のおっしゃるように記念と謳うとまた差し障りがあるかも知れませんが、今、コロナで大変厳しい状況でございますので、今の時期と岩城橋が開通する時期コロナの時期と岩城橋が開通する時期が、ほぼ合いますので、コロナ対策として、そういった商品券、プレミアム商品券を考えていくべきだと思っております。それが、コロナ対策臨時、コロナ対策は正式じゃない、ごめんなさい、臨時交付金というのが使えたら、それを使えばと思いますし、町の予算で対応できるようであれば、その3月に合わせて、やっていきたいと思っております。これに関しては担当課に指示を出しているところでございまして、実は今度の子どもの支援も含めて、もう制度がどっちに行くのかよく分からない部分がございましたので、慎重に対応しているところです。いずれにいたしましても、寺下議員がおっしゃるように、コロナ対策でできるものであればそれもやりますし、今、商店街の人々、或いは事業をやっている人々が大変困っておりますので、一つでもお助け支援できるような商品券等々も検討して参りたいと思います。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。(沈黙) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。

○(9番 大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長)はい。大西議員。

○(9番 大西 幸江 議員)

修正動議を出したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

はい。ほいじゃこれから資料をお配りいたします。(事務局資料配布)

○(前田 省二 議長)

ただいま大西議員他1名から「令和3年度上島町一般会計補正予算(第5号)」に対する

修正動議が提出されました。これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。大西議員、登壇してください。

(大西議員 登壇)

○(9番・大西 幸江 議員)

議案第90号、「令和3年度上島町一般会計補正予算（第5号）」に対する修正動議。

上島町議会議長、前田省二様。提出者、上島町議会議員、大西幸江、賛成者、上島町議会議員、濱田高嘉。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

提出理由といたしましては、全国募集で、町外から下宿等している生徒の昼食確保の問題であり、理事者説明の中でも、現在は何とかなっている事や、仕出し等の手だてについては検討したものの難しいということで、実際に行ったわけではない旨の説明がありました。

給食を提供したとしても、休日の食事まで提供できるわけではなく、根本的な解決には至りません。学校給食を提供するとなると給食センターの職員の負担も増えるわけですが、給食センター自体の建物の備品の更新等も必要になってくると思われ、調理員の確保に関しては、今でも苦慮している中で、他の対策なく負担だけが増えていく状況は望ましくないと考えます。

また、アンケートの結果を見ると半数以上の生徒が給食に賛成しておらず、今後の町の財政状況や人口増加に関して、見通しが立ちにくい状況で、拙速に県へのPRのために学校給食を全体に行うことは、今後の町の負担が大きくなりすぎると考えます。

次のページをご覧ください。「令和3年度上島町一般会計補正予算（第5号）」の一部を次のように修正する。歳入歳出予算の補正。第一条中、6,900万円を6,824万円に、67億9,100万円を67億9,024万円に改める。詳細はその下についている表のとおりです。よろしくお願いします。

(大西議員降壇)

○(前田 省二 議長)

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○(1番・徳永 貴久 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。徳永議員。

○(1番・徳永 貴久 議員)

はい。この提出理由の中でちょっと2点質問させてください。給食を提供したとしても、休日の食事まで提供できるわけではなく、根本的な解決には至らない。というところで、この予算を減額する事で、それがプラスに働くのかどうか、この修正案が。ちょっと、分からない点ともう1点、アンケートの結果を見ると、半数以上の生徒が給食に賛成しておらずとあるんですが、実際に給食が開始された場合、7割の生徒が賛成しているという事実があるわけなんですけども、それでも、提供しないほうがいいのか、ちょっとその2点すみません。ちょっと教えていただけたらと思います。

○(前田 省二 議長)

それでは提出者の大西議員、お願いいたします。

○(9番・大西 幸江 議員)

一番最初のスタートのところを考えていただきたいんですけども、食事を提供して欲しい。ましてお昼ご飯を下宿等では難しいのではという話があって、給食にという話になったみたいだったんですよね、理事者の説明だと。という事は、全体的に保護者は、この地域から、近くから通わせてる方じゃないでしょ、遠方から来られてる方は別に学校に行ってる間の食事だけを心配してるわけじゃないですよね。こっちにいる間のずっとの食事を心配されてるわけです。という事は、学校給食お昼だけを提供したからって、別にお休みの日はじゃあどうするんですか。学校は給食ありませんよねっていう事になるので、根本的に食事の問題がすべて解決されたという事にはなりませんね。はい。これが一つです。で、アンケート結果なんですけども、基本的に給食は賛成ですかという項目に対しては、もちろん、今ここに書いてあるように、半数以下なんです賛成が。どういう気持ちかなという事で、うちの私も自分の娘にも聞いてみました。給食どうって言ったら給食まず嫌だって言いました。うん。じゃあんとこの子どもだけかという話もあるんですが、とりあえず嫌だって言ったんですよ。何でって言って聞いたら、やっぱり、好きなもの、お母さんが作ってくれたお弁当の方がいいし、自分で選んで食べられる学食とかならいいと。だけど、給食のいいところがあるとしたら何かって言うて聞いたら、みんなと同じものが食べられるっていう事は良いって言いました。だから、もし提供されれば、取る事もやぶさかではないという事で7割の人が多分、取りたい、取ってもいいという事で賛成したんだと思ってます。私はそういうアンケートの見方をしたので、一応、元々は基本的には賛成ではないんですけども、あるのであれば、親も楽しってくれるし、とってもいいかなという事で賛成の7割というふうに考えて、この提出案を作りました。

○(前田 省二 議長)他にございませんか。はい。藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員)

先ほど遠方から来られてるその子どもさんの食事について土日祝日無いから、という話ですけど、遠方から逆に送り出している保護者の立場からすると、例えば学校給食によって、お昼だけでも栄養バランスのとれた食事が提供される。私は逆に親御、保護者の方からしたら、そっちの方がありがたいんじゃないか。という思いはするんですけど、その点については、どうなのでしょう。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

もちろんありがたいというふうに思っただけの事は十分に理解します。でも、ここに書いてあるのは、休日も無いから、すべての食事を提供するわけではないので、食事全体としての根本的解決にはなりませんという話をしています。

○(前田 省二 議長)他にございませんか。はい。山上議員。

○(4番・山上 耕司 議員)

全員協議会の時に、最後に教育長さん述べられた中に、強制的ではないという、あのなん

ですか、そういう決まりもありますので、おそらく7割8割、保護者と現役の生徒さんが、もしあれば頼みたいって方もいますし、おそらくあと2割3割の方は、いや、うちは、さっき大西議員が言われたように、うちのお母さんのお弁当が食べたいからって言う人いると思います。だけど、やっぱり大部分の方が、給食を望んでいるっていう事で、こういう予算が上がっていると思うんですけど、いかがでしょうか。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。保護者は確か85%ぐらい給食を望んでらっしゃいますよね。条例の時の討論でも申し上げましたけれども、一番最初にパーセンテージだけです、人数じゃなくて。パーセンテージだけで、職員が90何%、賛成と。で、保護者が85%賛成と。で、生徒は45%なんですよ。で、保護者としては当然学校給食は安くて、しかも自分たちが、朝早く起きれないときもありますから、毎日毎日楽しくお弁当作ってる人ばかりじゃないんで、そうやって手当をしていただければ非常に助かるという思いで賛成されるのは非常によく分かります。なのでそれを否定するものではありません。ですけど、給食センターの老朽化とか人員の事、それから、これからずっと負担していかなければいけない経費の事を考えると、拙速に本当にすぐに給食を提供して、じゃあどうなんだろうかと。町長もおっしゃってましたよね。寮を作って学食があった方が、三崎高校ですかね。すごく人気があっただと。寮を作って学食を作ってという前に、先にもう給食でお金を使ってというふうになると、二重に使う事になりますね。それだったら、もう先にそういう事をするんじゃないんですか。今は、とにかく困っている子だけの要望があった遠方から来てる子だけの給食を提供して、後々はみんな学食なり寮生なりというふうになれば、やりやすいんじゃないんですか。ここで、給食がね、本当にすごく悪いとかいう話はしてないんですよ。余裕があっただけであればやればいいと思います。ですけど、財政状況を考えると、そこはやはりちょっと厳しいんじゃないかなという事を思って、この提案を作ってます。

○(前田 省二 議長) 他にございませんか。はい。寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

はい。先ほどの学校給食の条例改正で、愛媛県立弓削高校を給食をするという事を、条例で、上島町議会は賛同して定めたんですね。それに基づいて今回予算が出てきて、条例に基づいて学校給食を進めていく方向づけがされる中で、ここで予算を修正動議で反対していく、この兼ね合いは如何なもんかと私は思うんですけど、提出者はどのように考えておられるのか。いくら条例で反対したとしても条例制定がされた以上は、それについて従わなくてはならないのが、議員の立場ではないかと私はこのように思っております。(拍手あり)

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。条例制定されていても、条例制定どおりにやってない事たくさんありませんか。

（「ありません」の声あり）ちょっとそこを、私納得できません。条例制定されてたら全部守られてるんですね。おっしゃる事は分からん事はないんですよ。でも、条例制定してもやらないほうがいいと思っているので、ここは予算は反対します。うん。条例制定してるからって絶対やってないと思いますけど。

○(前田 省二 議長)はい。他にございませんか。はい。宮地議員。

○(5番・宮地 利雄 議員)（挙手）

○(前田 省二 議長)はい。宮地議員。

○(5番・宮地 利雄 議員)

私は、この給食の方には賛成です。ごめんなさい。

○(前田 省二 議長)

これ質疑です。討論は後からしてください。

○(5番・宮地 利雄 議員)はい。

○(前田 省二 議長)

質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）それでは質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論は、原案賛成。原案及び修正案反対。原案賛成、修正案賛成の順に行います。まず原案賛成の方、討論ございませんか。

○(3番・藤田 徹也 議員)

原案というのは、この事ですよね。

○(前田 省二 議長)

そうです。そうです。

○(3番・藤田 徹也 議員)（挙手）

○(前田 省二 議長)はい。藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員)

はい。檀上でやりますか。議長いいですか。

（「動議の審議をしようじゃけんの、動議の、修正動議に対しての」の声あり）

○(前田 省二 議長)

はい。わかりました。それでは、修正動議の反対討論から始めたいと思います。

（藤田議員、登壇）

○(3番・藤田 徹也 議員)

一緒の事でしょ。（「一緒の事」の声）

すいません。改めまして、檀上から失礼します。

私はこの修正動議に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、今、副議長がおっしゃられたように、議案第78号、「上島町学校給食センター条例の一部を改正する条例」が可決されたばかりなので、まずこの動議の意味が私にはよく分かりません。それを踏まえて意見を述べさせていただきます。弓削高校学校給食提供について、まず学校給食提供についてどのような経緯で、現在に至るのかという事ですが、弓削高校より全国募集で入学された生徒さんの昼食確保が困難なため、給食提供を検討していた

けないかという事で、給食運営委員会で協議され、一旦反対意見が出るも6月定例会において同僚議員の弓削高校魅力化に関する一般質問があり協議を再開。その結果、弓削高校再編計画の中で絶対必要と位置付けられ、議案提出に至っています。

さて、弓削高校給食提供については、弓削高等学校の存続に関する町の新たな施策として、高校では温かく、栄養バランスのとれた学校給食を提供する事で、魅力化を図り、全国募集等の入学生の確保を後押しするとの明確な目的があり、また、弓削高校の生徒、保護者、教職員に対してのアンケートにおいては、84%の保護者が、給食の実施を望んでいるという現実があります。この現実をもって、学校給食の可否を問うこと自体、如何なものかと首をひねらざるをえません。この問題に関しては、先を見据えたもっと深いところで、存続に向けた議論がなされるべきだと思います。これから、高校進学を控えた子育て世代に選択肢を残す。そのためにも、全国募集は必須です。定員確保ができなければ、廃校に向かうという厳しい条件の中で、今こそ町全体が一つになり、弓削高校存続に向け本気度を見せる時ではないのでしょうか。この問題は、子育て世代の将来、移住定住策、上島町教育環境等、様々なことに大きく関わってきます。弓削高校給食提供は、弓削高校存続の通過点でしかありません。弓削高校の将来、そして、上島町教育環境の将来に関わる大きな問題です。同僚議員の皆さんの正しい判断をいただきますよう、よろしくお願いいたします。（拍手あり）

（藤田議員、降壇）

○（前田 省二 議長）

続いて、修正案賛成の討論はありませんか。

○（11番・濱田 高嘉 議員）（挙手）

○（前田 省二 議長）はい。濱田議員。

（濱田議員、登壇）

○（11番・濱田 高嘉 議員）

はい。長時間ですのでちょっと失礼しまして、水をいただきます。

議席番号11番、浜田高吉です。私はこの修正案に賛成の立場で討論いたします。

学校給食、これは、小学校、中学校、義務教育で行われていまして、高等学校につきましては、基本的には県の勘定であり県の責任においてなされるべきものだと考えております。しかしながら、弓削高の存在、或いは弓削高の今後の問題を考えた時にですね、生徒集めの一環として、給食を提供するということについては、私はそれはありだなと思っております。しかしながら、じゃあ全員かと、教職員も含めて全員やるのかと、そうじゃないだろうと私はそう思っております。これまで町財政の視点からいろいろと、議会に長くかけられた問題があります。

また、この町財政とそれから学校の存続というものについては、同時進行していく事になろうと思いますけども、町財政の事を考えますとですね、これまでいろいろ町はやってきました、学校に対して。クーラーの設置、それから学校の入学祝い金、それから交通費の補助、それから公営塾の設置。こういうこと。それから、本年、今年度ですかね、本年度から下宿してる方々に毎月1万円の補助というような事で、何もしてないという事ではないんですよ。私は、財政が非常に見通しが暗い、今後の問題がある状況の中でどうして全員に提供す

るのかというふうに思っております。確かに給食を、だから給食を反対してるわけじゃないんですよ。必要な方に提供すればいいという事なんですよ。それと、先ほどもありましたように、弓削の給食センター、それから岩城の給食センター、調理人が1名ずついないと、少ないと。そういう状況にあるという事ですね。それで、そこで80名ですね、唐突に80名の4月からですね、給食を用意するということですね、1名欠員の人が補助されてもですね、80名の給食が追加されるわけですね。そうすると、職員の、といいますか、調理員のですね負担があるという事であります。増えるということです。それから、ファスリートの問題。決して、給食の設備がですね、余裕があるというふうに聞いておりません。そういう中で、この事をやろうとすれば、とりあえずスタートラインは必要な人に提供する。それが5名なのか7名なのか分かりませんが、それをやって、そのあとですね、全員提供するかどうか、そういうものを考えていくべきじゃないかなと。そうする事が何も否定していない、学校の事を思っていないという事じゃないんですよ。理事者側と同じように私も学校の存続については心配もしますし、今後も生徒が増えれば良いなと思うしております。一方ですね、もう話長くなりますけども、橋が生名橋、岩城橋がかかって、私は確か平成25年度だと思いますけども、学校の統廃合の話をしました。常に、大体の意見回答がですね、橋がかかってからとこういう話。もう実際にもう橋がかかるの分かってんですよ。そうするとね、給食センターの統廃合もね、論議しなくて、話もしなくて、これだけは突っ走るというのは私はどうしても理解できない。私は給食は結構ですよ。提供できれば提供したい。でも、人間の問題、設備の問題、それからとりあえず必要な5名か7名か分かりませんが、その方に提供して、そのあと膨らましていくという事が必要じゃないかと、こう思っております。それが結果的にはですね、将来、全員に提供するという事になればですね、それはそれで結構ですよ。でも、やっぱり最初のスタートは、やっぱり必要な人に提供して、共感をもらうと、それでそれを膨らましていくというふうに考えております。そうする事が、一番分かりやすいといいますかね。行政のありようじゃないかなというふうに思っております。原稿なしでしゃべりましたけどもあっちこっちいったと思いますけども、要は、給食には、反対じゃないんです。要は、全員に提供することに対して疑問を投げかけてるという事でございますので、どうか議員の方々におかれましては、その辺をよく考えていただきまして、採決にしていいただいて、いただきたいと思います。以上です。

(濱田議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

他に討論はございませんか。

○(2番・林 敬生 議員)(挙手)

○(前田 省二 議長)はい。林議員。

(林敬生議員、登壇)

○(2番・林 敬生 議員)

議席番号2番、林敬生です。私はこの修正動議に反対の立場から、一言申し上げたいと思います。先ほど同僚議員からもありましたように、私たち1時間半前に何を決めましたか。上島町条例において、弓削高等学校に給食を提供するというふうに可決いたしました。満場

一致ではなかったと思いますが、可決いたしました。という事は、これによって私たちは、上島町議会としても、町としても、給食を提供するために万全の体制をとって望まないといけないという事であります。そのための予算が、この修正で出されました減額修正が出ました費用でございます。それを、費用を落とすという事は、もうそれこそ、朝令暮改、さっき決めたことも改正すると言ってるんではかならないと私は思います。以上で、もうその一言で、もうその1点においてのみ、反対といえると思いますので、私の意見は、反対という事で申し上げております。（拍手あり）

以上です。

（林敬生議員、降壇）

○（前田 省二 議長）

他にございませんか。

○（4番・山上 耕司 議員）（挙手）

○（前田 省二 議長）はい。山上議員。

（山上議員、登壇）

○（4番・山上 耕司 議員）

議席番号4番、山上耕司です。私も、私は修正動議に反対の立場で討論させていただきます。ただいま同僚議員がおっしゃられた通りの上を踏まえて、討論させていただきます。

私はこの6月定例会において、弓削高校存続の魅力化について質問させていただきました。

教育委員会からは、入学生の見込みにおいて、ここ数年間が非常に厳しい状況で、島外又は全国募集の入学生の確保に向けた取り組みを充実させたいとの答弁でした。弓削高校を次世代へつなげるために、学校給食の提供は、公営塾や島親制度に並ぶ大切な取り組みの一つとなります。先日の給食センター運営委員会でも全会一致で賛成となっております。保育所や小学校中学校の子を持つ子育て世代が望む上島町のまちづくりは、子育て、教育環境の充実であります。弓削高校の給食提供は歓迎する大きな関心事になっております。現役の生徒たち、そしてその親御さんたちのほとんども給食提供を希望しています。でも一番最大の要因は、生徒たちの健康維持管理のためにも、学校給食の提供は大切な支援となると思います。どうか皆様、やさしい、適切なご判断をよろしくお願いいたします。（拍手あり）

（山上議員、降壇）

○（前田 省二 議長）

他にありませんか。（沈黙）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第90号、「令和3年度上島町一般会計補正予算（第5号）」の採決に入ります。

まず、本案に対する、大西議員ほか1名から提出された修正案について採決いたします。お諮りいたします。本修正案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者、起立）

賛成者：大西議員、濱田議員、池本 興治議員。

反対者：徳永議員、林 敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、林 康彦議員、池本 光章議員、藏谷議員、亀井議員、寺下議員。

○(前田 省二 議長)

はい。起立少数です。よって、修正案は否決されました。

続いて、原案を採決いたします。

議案第90号、「令和3年度上島町一般会計補正予算（第5号）」の原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者、起立）

賛成者：徳永議員、林 敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、林 康彦議員、池本 光章議員、藏谷議員、亀井議員、寺下議員。

反対者：大西議員、濱田議員、池本 興治議員。

○(前田 省二 議長)

はい。起立多数です。よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間の休憩をとります。35分まで休憩といたします。

（ 休 憩 ： 午後3時25分 ～ 午後3時35分 ）

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、議案第91号、「令和3年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」について、質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第91号、「令和3年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。よって議案第91号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第92号、「令和3年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」について、質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑はないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第92号、令和3年度「上島町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。よって議案第92号は原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第93号、「令和3年度上島町介護保険事業会計補正予算（第3号）」につ

いて、質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですからこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第93号、「令和3年度上島町介護保険事業会計補正予算（第3号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

はい。起立全員です。よって議案第93号は原案のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第94号、「令和3年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第1号）」について質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですからこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第94号、「令和3年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第95号、「令和3年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号）」について質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第95号、「令和3年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第96号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第16、「議案第96号、辺地に係る総合整備計画の変更について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（杉田 和房 総務部長）（挙手）議長。

○（前田 省二 議長）はい。杉田総務部長。

○（杉田 和房 総務部長）

はい。議案第96号、「辺地に係る総合整備計画の変更について」説明いたします。

提案理由といたしましては、令和3年6月15日に議決をいただきました本町の辺地に係る総合整備計画につきまして、変更の必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合

整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条の規定に基づき、この案を提出するものでございます。変更の内容につきましては、今井総務課長から説明いたします。

○(今井 稔 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長)

はい。それでは、変更内容について説明いたしますので、1枚めくった4分の1ページをお願いいたします。弓削地区ですが、朱書きの部分の交通通信体系施設の財源内訳、生活、環境、厚生施設の変更及びそれに伴う計画、合計の変更です。これは、防災安全交付金事業、町道の事業費の見直し、弓削浄化センター長寿命化事業の実施年度の見直しに伴うものです。

次の4分の2ページをお願いいたします。生名地区ですが、朱書きの部分の交通通信体系施設、教育文化施設の変更及びそれに伴う合計の変更です。これは、防災安全交付金事業、町道の事業費の見直し、スクールバス車庫施設のスクールバス車庫設置事業の新規追加に伴うものです。

4分の3ページをお願いいたします。岩城地区ですが朱書きの部分の交通通信体系施設の変更及びそれに伴う合計の変更です。これは、防災安全交付金事業、町道ですが、財源の内訳の変更に伴うものです。魚島地区につきましては変更ありません。

なお、参考といたしまして、各地区の整備計画の一覧表を添付しております。変更となった箇所は朱書きとなっておりますので参考にしてください。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですからこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第96号、「辺地に係る総合整備計画の変更について」を採決いたします。お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。よって議案第96号は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第97

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第17、議案第96号、「町道路線の変更について」を議題といたします。すみません97号でした。提案理由の説明を求めます。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

はい。議案第97号について説明いたします。町道路線の変更について、道路法第10条第2項の規定により、次の路線を変更したいので、同条第3項において準用する同第8号、

第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、一つ目は、県道横浜生名線の改良等とともに伴い、町道の機能が一部喪失するためでございます。二つ目は、町道の一部を含む町有地売却に伴い、町道の機能が一部喪失するためによるものでございます。

以上、2件の路線の変更に伴い提案するものでございます。

詳細につきましては、山本建設課長より説明いたします。

○(山本 九十九 建設課長)(挙手)議長。

○(前田 省二 議長)はい。山本建設課長。

○(山本 九十九 建設課長)

はい。それでは、本議案で路線を変更する前新開2号線及び中の谷4号線の説明をいたします。

まず、前新開2号線から説明いたします。県道横浜生名港線の改良により、町道の機能の一部が喪失することに伴い、起点を上島町生名515番地先から上島町生名515番地1先に変更するものです。なお、終点については変更はございません。参考資料の1をご覧ください。場所は位置図にありますように、生名地区の生名港駐車場前から生名港の海岸線を回り、前新開地区の集落を終点とする路線でございます。続いて、参考資料の2をご覧ください。道路現況平面図で、変更前及び変更後の起点を表示しております。町道の機能が喪失する部分36.2メートルの2メートルを、青色に着色しております。なお、赤色に着色している部分が変更後の前新開2号線となります。

続きまして、中の谷4号線の説明をいたします。町道を含む町有地を払い下げすることにより、町道の一部が喪失することに伴い、終点を上島町生名861番地先を上島町生名857番地先に変更するものです。なお、起点については変更はございません。参考資料の1をご覧ください。場所は位置図にありますように、生名地区、中川浦が浜線から正福寺入口部を経由して、中川地区へ抜ける農道に通じる路線でございます。続いて、参考資料3をご覧ください。道路現況平面図で、変更前及び変更後の終点を表示しております。町道の機能が喪失する部分、約132.8メートルを青色に着色しております。なお、赤色に着色している部分が、変更後の中の谷4号線となります。

以上簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま提案理由等の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですからこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第97号、「町道路線の変更について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。よって議案第97号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

続いて日程第18、議案第98号、「愛媛県市町総合事業事務組合規約の変更について」並びに日程第19、議案第99号、「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体の脱退に伴う財産処分について」は、それぞれ関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）それでは提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長)

はい。議案第98号、「愛媛県市町総合事務組合の規約の変更について」及び議案第99号、「愛媛県市町総合事務組合への共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」説明いたします。

提案理由といたしましては、愛媛県西予市が交通災害共済に関する共同処理事務構成団体から脱退することに伴い、関係規定を整備する必要、及び財産処分について協議する必要があるため生じたので、この案を提出するものでございます。

変更の内容につきましては今井総務課長から説明いたします。

○(今井 稔 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長)

はい。まず、議案第98号から説明いたします。構成団体のうち西予市が共同処理事務の一つである交通災害共済事務から脱退することに伴い、規約の一部を改正するものです。

改正内容は新旧対照表をご覧ください。別表2第4項、構成団体の欄の中の西予市を削除するものです。

なおこの規約は令和4年4月1日から施行いたします。

続いて、議案99号になります。協議内容は、2ページ目をご覧ください。

西予市が、愛媛県市町総合事務組合に関する共済処理事務構成団体から脱退することに伴い、交通災害共済、共同処理に係る西予市の一切の財産について、令和4年4月1日より愛媛県市町総合事務組合に帰属されるものです。

以上、議案第98号及び第99号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。議案第98号、及び議案第99号について、順次採決を行います。

議案第98号、「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですからこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第98号、「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」を採決いたします。お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第99号愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体の脱退に伴う財産処分について」質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですからこれで質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありますか。（「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第99号、「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体の脱退に伴う財産処分について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

日程第20、意見書第2号

○(前田 省二 議長)

続いて日程第20、意見書第2号、「離島振興法の改正延長を求める意見書(案)」を議題といたします。提出議員である林 康彦議員、趣旨説明を求めます。

(林 康彦議員、登壇)

○(6番・林 康彦 議員)

意見書第2号、離島振興法の改正延長を求める意見書案。

上島町議会会議規則第14条第2項の規定により、上記の意見書案を別紙のとおり提出します。令和3年12月14日上島町議会議長、前田省二様。提出者、上島町議会議員、林康彦、賛成者、上島町議会委員、亀井文男、賛成者、上島町議会委員、藤田徹也。

提出理由。離島振興法は昭和28年に制令されて以来、6次にわたる改正延長とともに、施策の充実が図られ、離島の振興に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、離島における本土との地域格差は引き続き対応すべき課題であり、一層強力に離島振興政策を推進していく必要があります。このような状況において、現行の離島振興法が令和4年度をもって執行することから、抜本改正の上、恒久法化も視野に入れて、延長されるよう強く国に要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

離島振興法の改正延長を求める意見書(案)。離島においては、昭和28年に離島振興法が制定されて以来、離島振興政策が推進され、生活条件の改善、産業基盤の整備等を中心とする社会資本の形成が大きく進展した。離島は我が国の領域、排他的経済水域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全とあわせて、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び推進に重要な役割を担っている。しかしながら、離島においては、厳しい自然的社会的条件のもと、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が、他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等が脆弱といった本土との地域格差は引き続き対応すべき課題である。

また、人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞など、離島をめぐる状況は依然として厳しく一層強力に離島振興施策を推進していく必要がある。

よって、国においては、現行の、離島振興法が令和4年度末をもって失効することから、抜本改正の上、恒久法化も視野に入れて延長されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月14日、愛媛県上島町議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、内閣官房長官。以上です。

(林 康彦議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

ただいま、趣旨説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですからこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから、意見書第2号、「離島振興法の改正延長を求める意見書（案）」を採決いたします。お諮りいたします。本案のとおり可決し、関係先に意見書を送付することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。よって意見書第2号は原案のとおり可決されました。

日程第21～26、報告第3～8号

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。日程第21、報告第3号から日程第26、報告8号までの6件の「議員派遣報告について」を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、日程第21、報告第3号から日程第26、報告第8号までの6件の「議員派遣報告について」を、一括議題といたします。

本件につきましては、お手元に配布のとおり、報告書が提出されております。なお、報告第3号から報告第8号までのすべての派遣につきましては、会議規則第121条の規定に基づき、閉会中、議長において議員の派遣を決定したことを申し添えておきます。

報告第3号、地域エンパワーメントカレッジ第1回地域に広げよう男女共同参画。報告第4号、令和3年度第1回町議会議員研修会（映像研修）。報告第5号、地域エンパワーメントカレッジ第2回食が変われば、人生も変わる。報告第6号、魚島地区住民と町議会議員の意見交換会。第7号、地域エンパワーメントカレッジ第3回援の国から始まる、人生100年時代、持続可能な社会を目指して、地域に広げよう男女共同参画先進地行政視察研修、報告第8号、上島町議会新人議員研修会。

以上で議員派遣の報告を終わります。

日程第27、議員派遣の件

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 27 号、「議員派遣について」議題といたします。

本件につきましては、お手元に配布のとおり、「令和 4 年上島町消防出初式」に議員を派遣することといたしたいと思います。

お諮りいたします。令和 4 年上島町消防出初め式に議員を派遣することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

よって、「令和 4 年上島町消防出初式」に議員を派遣することに決定いたしました。

日程第 28、閉会中の継続調査申し出について

○（前田 省二 議長）

続いて日程 28、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

別紙のとおり、各委員長から上島町議会会議規則第 75 条の規定に基づき、閉会中の継続調査を申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のあったとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査することに決定いたします。

◎閉 会

○（前田 省二 議長）

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された案件は、本日ですべて審議が終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じるとともに、会議規則第 7 条の規定により、令和 3 年第 4 回上島町議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議を閉じるとともに、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

（起立、礼）

（了）

（令和 3 年 12 月 14 日 午後 4 時 3 分 閉会）

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 前田 省二

署名議員 池本 光章

署名議員 林 康彦